

保

2025年度  
第2回 全国保健師職能委員長会

2026年3月6日（金） 13：00～16：00

（全体会 10：00～12：00）

TKP新橋カンファレンスセンター



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会



## 2025年度 第2回全国保健師職能委員長会 出席者名簿

■ 日時：2025年3月6日（金）13：00～16：00

■ 場所：TKP新橋カンファレンスセンター

【職能委員】◎：委員長

◎ 松本 珠実	公益社団法人 日本看護協会
岩田 江里子	茨城県総務部総務事務センター
北田 純代	青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課
島村 通子	静岡県健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課
高山 美恵	富士河口湖町役場 健康増進課
友利 邦子	沖縄県保健医療介護部南部保健所
豊田 将之	産業保健エンリッチ株式会社

西嶋 真理子	愛媛大学大学院医学系研究科 看護学専攻
深津 恵美	北海道科学大学 保健医療学部 公衆衛生看護学専攻科
藤川 容枝	和歌山県 有田振興局健康福祉部
松井 顕子	宇部市役所 こども未来部こども支援課 母子保健係
馬本 春美	熊本市役所 こども局こども育成部 こども支援課
宮田 淳子	京都府山城南保健所 保健課

【各都道府県看護協会 保健師職能委員長】 ※ 新任

1 北海道看護協会	保健師職能理事 保健師職能委員長	石川 奈津江
2 青森県看護協会	保健師職能委員	(代理) 中村 菜穂子
3 岩手県看護協会	保健師職能委員長	浅沼 圭美
4 宮城県看護協会	保健師職能委員長	八巻 直恵
5 秋田県看護協会	秋田県看護協会 副会長	(代理) 阿部 栄子
6 山形県看護協会	保健師職能委員長	三浦 朗子
7 福島県看護協会	保健師職能理事 保健師職能委員長	味戸 智子※
8 茨城県看護協会	保健師職能委員長	光畑 桂子
9 栃木県看護協会	保健師職能委員長	富田 倫子
10 群馬県看護協会	保健師職能委員長	森山 貴子※
11 埼玉県看護協会	保健師職能委員長	田邊 奈緒子
12 千葉県看護協会	保健師職能委員長	出井 美知子※
13 東京都看護協会	保健師職能委員長	神楽岡 澄
14 神奈川県看護協会	保健師職能委員長	津島 志津子※
15 新潟県看護協会	保健師職能委員長	内山 美智恵※
16 山梨県看護協会	保健師職能委員長	松井 理香※
17 長野県看護協会	保健師職能委員長	岩下 由美
18 富山県看護協会	保健師職能委員長	若杉 央
19 石川県看護協会	保健師職能委員長	竹島 ゆり
20 福井県看護協会	保健師職能委員長	松浦 智恵※
21 岐阜県看護協会	保健師職能委員長	松波 実智誉
22 静岡県看護協会	保健師職能委員長	杉山 眞澄
23 愛知県看護協会	保健師職能委員長	山崎 千佳
24 三重県看護協会	保健師職能委員長	中井 芳※

25 滋賀県看護協会	保健師職能委員長	西本 美和
26 京都府看護協会	保健師職能委員長	多田 哲子
27 大阪府看護協会	大阪府看護協会 副会長	(代理) 清水 美子
28 兵庫県看護協会	保健師職能委員長	吉村 信恵
29 奈良県看護協会	保健師職能委員長	尾島 典子※
30 和歌山県看護協会	保健師職能委員長	齊藤 典代※
31 鳥取県看護協会	保健師職能委員長	岡垣 亜矢子※
32 島根県看護協会	保健師職能委員長	荒木 順子※
33 岡山県看護協会	保健師職能委員長	宮地 千登世
34 広島県看護協会	保健師職能委員長	村瀬 英子※
35 山口県看護協会	保健師職能委員長	林 直美※
36 徳島県看護協会	保健師職能委員長	浦西 由美
37 香川県看護協会	保健師職能委員	(代理) 合場 美鈴
38 愛媛県看護協会	保健師職能委員	(代理) 真木 瑞穂
39 高知県看護協会	保健師職能委員	(代理) 濱田 梓
40 福岡県看護協会	保健師職能委員長	石井 靖子
41 佐賀県看護協会	職能理事	高田 はるみ※
42 長崎県看護協会	保健師職能委員長	稗圃 砂千子
43 熊本県看護協会	保健師職能委員会 副委員長	(代理) 岡 順子
44 大分県看護協会	保健師職能委員長	武野 真澄
45 宮崎県看護協会	保健師職能委員長	松尾 祐子※
46 鹿児島県看護協会	保健師職能委員長	吉村 理恵子※
47 沖縄県看護協会	保健師職能委員長	沖山 陽子※



## 2025 年度 第 2 回全国保健師職能委員長会プログラム

開催日時 2026 年 3 月 6 日（金）13：00～16：00（全体会：10：00～12：00）

開催場所 TKP 新橋カンファレンスセンター

総合司会：高山 美恵

- 13：00 開 会  
委員長挨拶
- 13：05 2025 年度保健師関連事業報告、2026 年度事業方針  
(15 分) 保健師職能委員会 委員長 松本 珠実
- 13：20 2025 年度保健師職能委員会活動報告 各職能委員  
(20 分) ● 保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けた必要な取組の検討  
※各 5 分 ● 地域の看護職と自治体保健師の連携・協働に向けた具体策の検討  
● 改正保健師活動指針の実効性を高める活用推進策の具体化  
● 会員確保・定着に向けた効果的な取組の検討・実施
- 13：40 2026 年度 保健師職能委員会活動方針  
(5 分) 保健師職能委員会 副委員長 深津 恵美
- 13：45 【報告・意見交換】  
(30 分) 保健師活動指針改正に向けた動向と本会対応の経緯  
～次年度の保健師活動・職能委員会活動に繋げるために～  
保健師職能委員会 委員長 松本 珠実
- 14：15 休憩  
(5 分)
- 14：20 保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けて必要な取組とは  
(95 分) ～基礎教育と現任教育の連携・連動に着目して保健師職能としてできること～  
※5 分 1. 趣旨説明 保健師職能委員会 委員 岩田 江里子  
※各 10 分 2. 情報共有（実践事例報告）  
愛知県看護協会保健師職能委員長/半田保健所 山崎 千佳  
和歌山県看護協会保健師職能委員長/海南保健所 齊藤 典代  
※60 分 3. 意見交換  
※10 分 4. 全体共有（8 グループ）※各グループ 1 分程度
- 15：55 委員長挨拶
- 16：00 閉 会

（敬称略）



# 2025年度保健師関連事業報告 2026年度事業方針

保健師職能委員会 委員長 松本 珠実



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会



## 2025年度 保健師関連事業

### 1. 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取組み

- 1) 地域全体の健康・療養支援体制の強化における実践の促進\*
- 2) 働き盛り世代の健康支援の強化\*

### 2. 地域における看護職の確保と活躍推進（保健師の確保・活躍推進）

- 1) 保健師実践能力に基づく習熟段階・学習項目の作成\*
- 2) 市町村統括保健師の実践力強化\*
- 3) 保健師活動指針改正に伴う活用推進策の決定\*
- 4) 保健師の人材確保・定着に向けた情報発信
- 5) 保健師基礎教育の大学院化推進のための取組戦略の明確化
- 6) 保健政策の動向及び健康危機管理に関する政策提言/情報収集・発信

\*：本会の重点事業

# 1. 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取組み（重点事業） 1) 地域全体の健康・療養支援体制の強化における実践の推進 **事業背景**

2040年頃の社会の課題（少子超高齢化・人口減少の進展、高齢人口の質的な変化、健康格差の拡大、地方行政や生活機能の弱体化等\*）を見据え、注力すべき課題として「**地域における療養支援等の確立**」を抽出

\* 本会「2040年を見据えた看護のあり方の検討」より

## ● 2020年度～2023年度

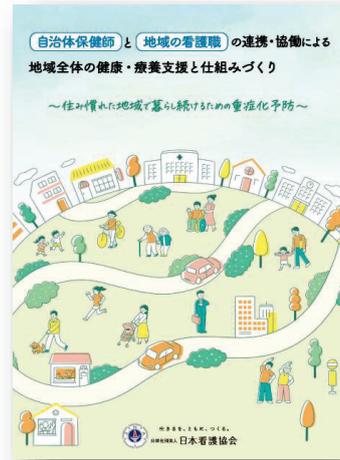
- ・看護活動内容や体制に関する調査や実践者へのヒアリングを実施
- ・今後地域において強化すべき重症化予防に資する看護活動の要素・イメージを整理

## ● 2023年度～2024年度

- ・外部学識者等による執筆協力チームを編成
- ・自治体保健師と地域の看護職等の連携・協働による地域看護活動及び地域保健活動のポイントをまとめた**冊子**を作成

## ● 2024年度 冊子の周知・普及

- ・県協会（各職能委員）及び全国自治体等へ配付
- ・本会公式ホームページに掲載
- ・協会ニュース 2024年12月号
  - 実践事例：コミュニティヘルスラボの取組
- ・機関誌看護2025年1月号 特集
  - 実践事例：奈良県宇陀市、静岡県の実践



冊子の詳細は、  
本会公式HPへ



© 2025 Japanese Nursing Association

3

## 地域全体の健康・療養支援において強化すべき看護活動の全体像

### 地域全体の健康・療養支援における看護機能の強化・拡充

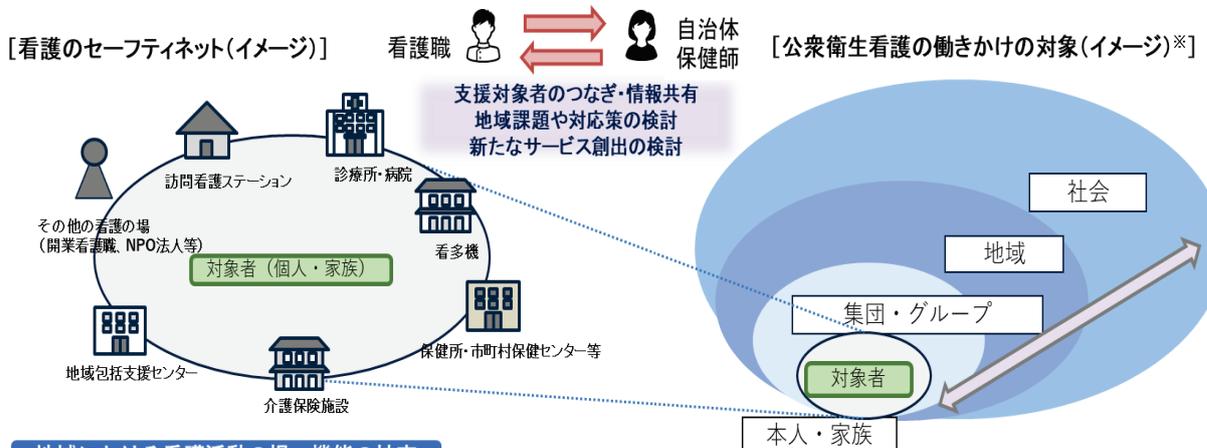
#### 診療所・病院における外来看護機能の強化

受診継続支援、治療中断者への支援、通院することが難しい人へのアウトリーチ

### 地域全体の健康・療養支援における地域の看護職と自治体保健師の協働による仕組みづくり

#### 自治体保健師による地域全体の健康支援体制のマネジメント

地域の健康課題の集約・抽出、不足している支援・サービスや仕組み・新たな社会資源の創出、必要な健康施策の展開



#### 地域における看護活動の場・機能の拡充

「既存の機能の活用」や  
地域の実情・ニーズに応じた「新たな場・機能の創出」

#### 期待される成果

- ・これまで支援が届けられていなかった人々への看護提供
- ・地域全体のヘルスリテラシーの向上
- ・健康・療養支援を担う新たな社会資源の創出
- ・健康なまち・健康な文化の醸成
- ・健康寿命の延伸、QOLの向上

# 1. 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取組み（重点事業）

## 1) 地域全体の健康・療養支援体制の強化における実践の推進 **事業内容**

効果的・継続的な実践を促進するためには

- ・活動体制の整備・構築
- ・担い手である看護職の人材育成
- ・既存の制度や財源の活用
- ・看護実践の成果の整理（報酬上の評価につなげる等）

### ● 2025年度

#### (1) 地域の看護職と自治体保健師の連携・協働推進のための情報収集

- ・地域の実情に応じた看護職連携の好事例収集
- ・収集結果を本会3職能4委員会の合同会議にて保健師職能委員会活動として発表  
※詳細は、保健師職能委員会活動報告へ

#### (2) 日本看護学会等を活用した全国への普及・啓発

- ・実践事例から地域全体の健康・療養支援と仕組みづくりにおける今後の看護職の役割・機能を展望し、実践を促進
- ①日本看護学会：シンポジウム開催  
（2025年9月13日（土）9：00～10：30）  
→参加者130名程度、質疑も活発に終了
- ②日本公衆衛生学会：ブース展示  
（2025年10月29日（水）～31日（金））

#### (3) 保健師等向けオンデマンド研修の作成・周知

- ・地域全体の健康・療養支援体制の構築に資する看護職の実践力向上のための研修コンテンツの作成と配信開始・周知

【新たな研修スタート!】  
オンデマンド研修  
皆さまの受講をお待ちしています

### 地域全体の健康・療養支援と仕組みづくり

～自治体保健師と地域の看護職の連携・協働～

2024年度公表の冊子「自治体保健師と地域の看護職の連携・協働による地域全体の健康・療養支援と仕組みづくり」に基づく研修です。看護職に期待される取り組み、地域マネジメントする保健師の役割等について学び、実践事例を通して、地域での取組方を考える機会にしてみませんか。

**研修対象** 保健師及び保健活動に関心のある看護職

**受講期間** ～2026年3月19日まで

**申込期間** ～2026年1月15日まで

**受講料（税込）** 個人受講/施設用教材  
会員：2,000円 一般：3,000円

お申込みはこちら→<https://www.nurse.or.jp/nursing/training/search/2025/135.html>

**研修プログラム** ※詳細は裏面参照 計90分

- 1章 地域全体の健康・療養支援体制の強化に向けた活動
- 2章 地域の状況に応じた健康・療養支援体制の構築や仕組みづくりの具体的な取組
- 3章 地域全体の健康・療養支援体制の強化に向けた仕組みづくりのステップと具体的な取組方策

▶皆さま受講いただけましたでしょうか。  
ぜひご感想を聞かせてください。

▶来年度の配信  
申込開始は  
4月9日から

© 2025 Japanese Nursing Association 5

# 1. 地域における健康・療養支援体制の強化に向けた取組み（重点事業）

## 2) 働き盛り世代の健康支援の強化 **事業内容**

### ● 2025年度

「2024年度 産業保健に関わる保健師等の活動実態調査」（以下、「調査」）の結果を踏まえ、保健師等に求められる役割・活動のあり方を検討し、産業保健体制の強化に必要な体制整備や法改正を含め、今後の取組戦略を検討する

#### (1) 働き盛り世代の健康支援における保健師等の役割発揮に向けた取組戦略

- ・日本保健師連絡協議会の提言として「働き盛り世代の健康支援の強化」を明示し、5年後の到達目標や取組戦略などを提言
- ・従業員50名未満の事業場へのストレスチェック制度の義務化（労働安全衛生法改正）に伴う本会の対応方針の検討・国会対応の調整
- ・ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会で小規模事業場へのストレスチェック制度の義務化に伴う産業保健体制の整備・強化の必要性について提言
- ・2024年度産業保健に関わる保健師等の活動実態調査の結果の周知  
機関誌「看護」10月号への掲載、協会ニュース12月号掲載  
日本公衆衛生学会総会でのブース出展（10月29日～31日）  
日本公衆衛生看護学会学術集会での示説発表 など

#### (2) 産業保健に関する既存研修の見直し

- ・調査結果を踏まえ、日本産業保健師会と共に実施している産業保健師向け研修（中堅期研修）の見直し及び今後のあり方の検討

# 地域全体の健康・療養支援体制の構築 活動基盤の整備・実践の強化に向けて



## 【2026年度 事業概要（予定）】

### (1) 地域全体の健康・療養支援体制の構築に向けた試行支援・推進

#### 目的

- 自治体保健師がマネジメント能力を発揮して自組織を超えた医療、福祉等の分野との分野横断的な視点を持ち保健師・他職種と連携・協働することを推進する。
- ・ 自治体保健師による地域全体の健康・療養支援体制の構築のプロセスの具体や必要な支援の明確化
- ・ 活動の横展開のための方策および仕組みづくりを担う自治体保健師の役割意識の醸成や困難感を克服するための具体策の検討

#### 実施内容

都道府県・保健所・市町村単位で各1自治体にて、スーパーバイザーによる支援のもと、試行事業を実施 ※小規模自治体・僻地等を優先する

### (2) 働き盛り世代の健康支援に係る体制基盤の強化

#### 目的

- 産業保健に従事する保健師等の役割の明確化と法的位置づけに向けた取組を強化し、産業保健関係団体とともに機運を醸成する。

#### 実施内容

- 中小規模事業場の健康支援体制の強化に向けた関係団体会議（Web/2回）
- 産業保健関係団体と協働した情報発信（日本看護学会にてシンポジウム実施）

© 2025 Japanese Nursing Association

7

## 2. 保健師の確保・活躍推進（重点事業）

### 1) 保健師実践能力に基づく習熟段階・学習項目の作成 **事業背景**

- 2016年厚生労働省の検討会報告書別紙：「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」提示  
※全ての保健師を対象としていない
- 保健師活動指針：人材育成の一層の推進が必要であることを提示
- 体系的な現任教育・人材育成体制の構築は、いまだ進んでいるとは言い難い状況

#### 〔参考〕各職能の実践能力・習熟段階等の状況

- 「看護の将来ビジョン」  
質の高い看護人材の育成に向けて職能別のキャリアパスや  
クリニカルラダーの開発と普及を図る  
看護師：看護師のまなびサポートブック（2023）  
助産師：助産実践能力習熟段階クリニカルラダー  
（CLoCMiP）活用ガイド2022（2022）
- 看護職の「生涯学習支援体制」の構築を推進
- 2023年6月「看護職の生涯学習ガイドライン」公表

保健師の生涯学習支援の一環として、働く場や領域等に関わらず全ての保健師が活用可能な「保健師実践能力」とそれに基づく「習熟段階」「学習項目」の作成に着手。

#### ● 2023年度

国内外の既存のエビデンスで示されている実践能力や枠組みとの整合及び全体像を確認し、共通する重要な要素を抽出

#### ● 2024年度

有識者による検討会議を開催し保健師実践能力（案）を作成

関係者\*への説明および意見収集 \*関係者：日本保健師連絡協議会の幹事団体、本会役員・保健師職能委員

## 2. 保健師の確保・活躍推進（重点事業）

### 1) 保健師実践能力に基づく習熟段階・学習項目の作成 **事業内容**

#### ● 2025年度

#### 保健師実践能力（案）の精査及び習熟段階（案）の検討・作成

※実施体制：

- ・「保健師実践能力に基づく習熟段階作成に関する検討委員会」（以下、特別委員会）
- ・「保健師習熟段階作成ワーキンググループ」（以下、WG）

保健師実践能力に基づく習熟段階作成に関する検討委員会 構成員

氏名	所属／役職	保健師習熟段階作成WG 構成員	
		氏名	所属／役職
岡田 睦美	日本産業保健師会／会長	小出 恵子	大阪大学大学院 医学系研究科 保健学専攻／准教授
岡本 玲子	日本公衆衛生看護学会／理事長	佐伯 和子	北海道大学／名誉教授 保健師習熟段階作成WG／委員長
奥田 博子	国立保健医療科学院／統括研究官	深津 恵美	学校法人 北海道科学大学保健医療学部公衆衛生看護学専攻科／特任教授 保健師職能委員会／副委員長
岸 恵美子	全国保健師教育機関協議会／監事	吉川 悦子	日本赤十字看護大学 看護学部 看護学研究科／准教授
佐伯 和子	北海道大学／名誉教授 保健師習熟段階作成WG／委員長	齋藤 由美子	山梨県福祉保健部／主幹（統括保健師）
前田 香	全国保健師長会／会長		
三浦 都子	岡山県看護協会 保健師職能委員会／前委員長		

## 2. 保健師の確保・活躍推進（重点事業）

### 1) 保健師実践能力に基づく習熟段階・学習項目の作成 **事業内容**

#### ● 2025年度

#### 保健師実践能力（案）の精査及び習熟段階（案）の検討・作成

※実施体制：

- ・「保健師実践能力に基づく習熟段階作成に関する検討委員会」（以下、特別委員会）
- ・「保健師習熟段階作成ワーキンググループ」（以下、WG）

#### (1) 保健師実践能力（案）の精査

- ・関係者からの意見や特別委員会・WGでの検討を踏まえ保健師実践能力（案）を修正
- ・保健師実践能力の概念イメージ図（案）を作成

#### (2) 保健師実践能力に基づく習熟段階（案）の検討・作成

- ・WGにて保健師実践能力（案）の構成要素ごとに習熟段階の素案を作成し特別委員会に諮る ※このプロセスを3回繰り返し（特別委員会・WGともに各4回開催）
  - \* 保健師自身が各能力の開発・到達の状況や今後習得する必要のある能力を確認し、実践能力を習熟させていくためのツール
  - \* 保健師実践能力の構成要素ごとに5段階で示したもの

※検討・作成の方法：

- ・公衆衛生看護教育モデル・コア・カリキュラム、保健師のコアバリューとコアコンピテンシー、既存の各領域における保健師に関するキャリアラダーやツール等との整合性を考慮
- ・様々な領域の保健師の立場からみた内容の妥当性・活用可能性等を確認するためヒアリングを実施（地域包括支援センターや健診機関においてラダー作成経験のある保健師、産業保健師を対象）

【2026年度 事業概要（予定）】

(1) 保健師実践能力と習熟段階の精査・公表

● 特別委員会の設置

▷ 検討事項：

保健師実践能力の概念イメージ図（案）の精査

保健師実践能力に基づく習熟段階（案）の精査

説明文・用語解説、学習項目に含めるべき内容等

2027年度には公表を  
予定しています！  
保健師ひとりひとりが  
活用できるよう、  
理解を深め、周知・  
普及をお願いします。

● 保健師実践能力・習熟段階についての意見聴取の実施

▷ 保健師職能委員長会（8月）での意見聴取

▷ パブリックコメント（対象：全ての保健師）



2. 保健師の確保・活躍推進（重点事業）

2) 市町村統括保健師の実践力強化 **事業内容（1）**

● 2025年度

目的：

●市町村統括保健師に求められる実践力を強化するために必要な学習内容を明確化する。

●平成27年度に開発した「統括保健師人材育成プログラム」を基に、地域を基盤とする保健活動の充実に向けたプログラム内容に修正したうえで、市町村統括保健師としての実践力の強化を図る研修を実施する。併せて将来に渡る市町村統括保健師のネットワーク構築を推進する。

事業内容：

(1) 市町村統括保健師の実践力強化に必要な学習内容や研修内容の検討

	主な検討・決定事項（一部）
第1回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者募集時に組織内で参加を後押しできる内容の依頼文とする</li> <li>講義内容に統括保健師の役割・機能を含める</li> <li>研修前・研修後（当日と半年後）の2段階で自己評価をする</li> </ul>
第2回有識者会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>演習グループは3~4名で人口規模が同様となるように編成する</li> <li>参加者から「参加できた理由」として所属組織の研修費の確保状況等、研修参加に関する情報を収集しプログラム評価に活用する</li> </ul>
第3回有識者会議/ プログラム評価 (研修会后)	<ul style="list-style-type: none"> <li>講義や演習を通して具体的に実践イメージにつながるようなプログラム構成の工夫が必要</li> <li>組織横断的・対外的視点を育成するような内容を含めることが必要</li> </ul>

## 2. 保健師の確保・活躍推進（重点事業） 2) 市町村統括保健師の実践力強化 **事業内容（2）**

### (2) 市町村統括保健師を対象とした研修会の開催

- 開催時期：2026年1月24日（土）13:00～25日（日）15:30（1泊2日：宿泊研修）
- 会場・宿泊先：TKPガーデンシティ浜松町（バイサイドホテル アジュール竹芝）
- 対象者：全国の市町村の統括保健師（統括的立場にある保健師）37名
- 実施主体：日本看護協会 ※令和7年度厚生労働省保健指導支援事業
- 方法：参集にて講義・演習 ※プログラム概要は以下参照
- 参加費（宿泊費及び飲食費として）：25,000円（旅費は自己負担）

1月24日(1日目)

時間	テーマ・学習方法	講師
13:00～ 13:40	【講義】 2040年を見据えた地域保健 施策の動向と保健師活動	厚生労働省健康・生活衛 生局健康課 保健指導 室長 後藤 友美
13:40～ 14:20	【講義】 2040年に向けたこれからの 保健師活動を牽引する市町村統 括保健師の役割・機能と期待	日本看護協会 副会長 勝又 浜子
14:20～ 15:00	【講義】 自治体の組織運営と統括保健師 に求められる調整力	八王子市福祉部 部長 菅野 匡彦
15:10～ 17:00	【演習Ⅰ】 統括保健師としての現状と課題	日本看護協会 常任理事 松本 珠実
18:00～ 20:00	【ワールドカフェ】 2040年を見据え、統括保健師としての取組みのヒントを得 よう	

1月25日(2日目)

時間	テーマ・学習方法	講師
9:30～ 10:15	【講義】 自治体の政策形成を担う保健師の役割	同志社大学政策学部 総合政策科学研究科 教授 真山 達志
10:15～ 10:35	【講義】 統括保健師による人材育成・人事管理	日本看護協会 常任理事 松本 珠実
10:35～ 10:55	【実践報告】 統括保健師による組織横断的な取組・ 調整の実際	滋賀県守山市健康 福祉部 専門員 小川 靖子
10:55～ 11:55	【演習Ⅱ】 統括保健師として取り組むべき課題の 明確化	日本看護協会 常任理事 松本 珠実
11:55～ 12:05	【演習Ⅲ】 統括保健師としての実践に向けた方策	
13:20～ 15:00	【演習Ⅲ】 統括保健師としての実践に向けた方策	
15:00～ 15:20	研修総括（全体会）	

© 2025 Japanese Nursing Association 13

## 統括保健師の機能の強化 市町村統括保健師の実践力強化に向けた研修開催



### 【2026年度 事業概要（予定）】

#### (1) 市町村統括保健師研修会の開催

- ・開催時期：2026年9月中旬頃（2日間：宿泊研修）・1月下旬頃（半日：Web）
- ・開催場所：都内または近郊予定
- ・対象者：市区町村の統括保健師50名（募集）
- ・方法：事前課題・当日学習（宿泊研修）・事後課題・事後フォローアップ
- ・参加費：未定

#### (2) 2025年度受講者のフォローアップ研修の開催

- ・開催時期：2026年9月中旬頃 ※上記（1）の午前（予定）
- ・対象者：2025年度市町村統括保健師研修会の受講者 37名

#### (3) 各県での統括保健師の人材育成状況の把握

今後の各県での市町村統括保健師の育成体制の構築を見据え、各都道府県における市町村統括保健師を対象とした研修の開催状況を把握する

**※各県協会保健師職能委員会を通じた情報収集の実施**

各県内の状況の把握にご協力ください！



© 2025 Japanese Nursing Association

14



これまでの保健師活動を振り返るとともに、保健師活動に関連する法令や指針・方針等の改正、2040年問題等を見据えて、今後の保健師活動のあり方やその活動基盤の整備等に関する検討・明確化が必要。

● **2023年度**

**47県協会保健師職能委員長をとおして全国から意見集約**

- ✓保健師の活動の現状と課題を整理
- ✓今後の保健師の活動の方向性、指針改正における議論のポイントを検討

● **2024年度**

**地域保健関係者（医師・事務職）へのヒアリング実施**

- ✓ 2023年度の意見集約結果、及びヒアリング結果を踏まえ保健師活動指針改正に向けた **本会としての提言要旨（案）** を作成
- ✓ 国の「**2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会（保健師活動の見直し）**」に構成員として参画

## 保健活動指針改正に向けた本会の取組

● **2025年度**

**国の検討会への意見提出**

- ✓ 「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会」において、保健活動の課題、保健師活動指針の改正に向けた **本会提案** を発表。
- ✓ 検討会のとりまとめ骨子への意見提案及び保健師活動指針の改正に向けた関係者との調整

### 【参考】2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会

**令和7年度 第1回 令和7年6月25日**

- ・保健事業の効率的・効果的な取組について
- ・令和5年度「地域保健対策・保健師活動ワーキンググループ」報告書について（報告）等

※「保健師活動指針の改正に向けた本会からの提案」として意見提示（別添）

**令和7年度 第2回 令和7年10月1日**

- ・地域における保健師の保健活動の体制（地区担当制）について
- ・とりまとめ骨子（案）について 等

**令和7年度 第3回 令和7年12月24日**

- ・とりまとめ（案）について 等

本検討会のとりまとめ（2026年2月18日）

**保健師活動指針の改正がなされる予定**

## 前項を踏まえた **保健師活動の課題**

- 保健・医療・福祉・介護との連携を含めた、効果的・効率的な保健事業を展開するための保健師の役割・機能、活動のあり方の明確化
- 従来からの保健活動に加え、介護、障害、子ども、子育て等、各法に基づく包括的な相談支援やケアシステムの構築、複合的なニーズを持つ対象者への支援など、**地域共生社会の実現**に向けた体制整備
- 地域の健康づくり、災害や感染症等の健康危機管理体制の整備、包括的な相談支援やケアシステムを構築できる人材の確保・育成のあり方とそのため体制づくり、**保健師のウェルビーイングの向上**



### 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正(最終改正:令和6年3月)

※令和5年3月改正「統括保健師」「総合的なマネジメント担う保健師」の位置づけ・配置等が明記

## 現状の課題と2040年を見据え保健師活動指針の改正は不可欠

## 保健師活動指針の改正に向けた提案

- ・ 社会情勢の変化や地域保健を取り巻く状況の変化に伴い、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」も改正され、保健師に求められる役割が更に大きくなっている。
- ・ 保健師の専門性や使命・価値、2040年を見据えた保健師の保健活動のあり方を示し、保健活動の質の担保と活動の円滑化を図るため、地域保健対策の推進における保健師活動の方向性を示す必要がある。

### 本会からの4つの提案

1. 地域保健活動を推進するうえでの**保健師の役割・活動のあり方**を明確化
2. **統括保健師の役割・機能の明確化**・計画的な育成
3. **現任教育（クリニカルラダー・キャリアパス）**・定着への取組みの強化
4. 都道府県による**小規模自治体の人材確保・保健活動への支援体制の整備**



### 【2026年度 事業概要（予定）】

目的：2040年を見据えた保健師の保健活動のあり方について保健師の理解の促進

#### (1) 改正保健師活動指針の内容を分かりやすくまとめた小冊子の作成

- ・仕様：B7(9.1cm×12.8cm)、20項程度、折り畳み型冊子（展開型想定）
- ・データ・紙媒体で1万部（予定）
- ・本会公式ホームページ、保健師会員、県協会保健師職能委員長、本会保健師職能委員、保健師関連団体、厚生労働省等を通じて公表

#### (2) 各県協会を通じた全国の保健師への普及・啓発

- ・47都道府県看護協会に委託し、県下の保健師らが自分たち自身のこととして「2040年を見据えた保健師の保健活動のあり方」を考えるきっかけとなるような場を設定することを想定。

※委託にあたっては説明する場を設ける予定

詳しくは  
8月の第1回委員長  
会でご説明します



## 2. 保健師の確保・活躍推進

### 4) 保健師の人材確保・定着に向けた情報発信 事業内容 (1)

#### (1) 保健師PR動画の作成・公表

##### 背景・課題

- ・自治体保健師に関する情報を得る機会の少なさや、活動の具体的なイメージの持ちにくさ
- ・自治体の就業者数の約半数は既卒者であることも分かってきており、採用される人材の教育・職務経験等、背景の多様性にも対応した人材確保策も必要

#### ● 2025年度

##### 目的：

保健師としての特徴的な活動について広く周知・普及することで、自治体保健師の人材確保につなげる

##### 事業内容：

- 1) PR動画の作成  
対象：一般の若年層や看護学生、保健師資格を有し保健師就業経験がない者 等
- 2) PR動画の周知（3月中に公表）
  - ・県協会等へのDVD配布
  - ・本会HP/YouTubeへの掲載・SNS発信
  - ・PR動画周知チラシの配布 等

都道府県看護協会や関連団体、教育機関など、保健師の活動・役割や魅力を伝える場でぜひ、ご活用ください

「いのち・暮らしに関わり地域の健康をまもるプロ：保健師のリアル」

【本編】 3つのパートで構成（約15分）

1「保健師の仕事」全体像	本編動画のコアとなる保健師活動や役割を簡単な言葉で説明 *当該動画は単体で使用可能
2具体的な活動場面	保健師の実際の活動場面を紹介しながら、その仕事内容や活動のつながり、魅力を示す ✓ 地域の健康づくりを目指して「各活動にはつながりがある」ことが伝わるように見せ方を工夫
3エンディング	過去・未来も生涯にわたり地域社会に貢献する「保健師」という職業の魅力を示して締めくくる

【番外編】 Q&A方式で採用時（新卒・既卒）、産育休明け、非常勤、プラチナ世代ごとによくある疑問・エピソードを紹介（約15分）

(参考) 画面スクリーンショット\_暫定版



(2) e-ナースセンターへの自治体保健師特設ページの設置

背景・課題：

- 【自治体保健師の人材確保に係る課題】 ※1
- ・ 募集人員に対する応募者数の不足
  - ・ 保健師養成機関の学生への情報発信不足
  - ・ 無料職業紹介事業者の利用の少なさ等
- ※1公益社団法人日本看護協会,2020年,自治体保健師の人材確保ガイド

自治体の求人情報の掲載喚起にご協力ください  
各自治体へは情報周知済みです！  
(2025年10月頃)



【e-ナースセンターの活用状況】

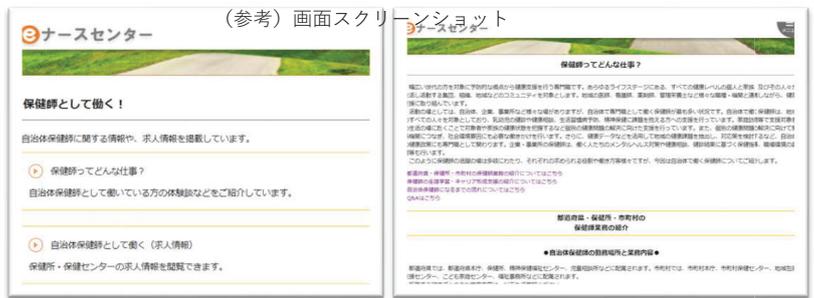
- ・ 2023年に e ナースセンター活用推進のため、チラシを全国自治体へ配布
- ・ 配布後、保健師求人数（掲載数）は一時的に増加。その後掲載総数は減少傾向

目的：

求職者側が効率的・効果的に自治体保健師の情報が得られるよう、また、求人側にとっては効率的な人材確保につながるよう改めてナースセンターの活用推進に取り組む

事業内容：

- ・ e ナースセンターホームページへの自治体保健師の特設ページ設置
- 【特設ページへの掲載内容】
  - ・ 自治体保健師の活動の紹介
  - ・ 自治体保健師の求人検索リンク
- ・ 自治体への情報周知
- ・ 取り組みの評価



© 2025 Japanese Nursing Association

5) 保健師基礎教育の大学院化推進のための取組戦略の明確化 **事業背景①**

2025年度 重点課題：看護師基礎教育の4年制化の推進

質の高い看護系人材の養成推進を目的として…

- 1) 看護師基礎教育の4年制化（大学化含む）に向けたエビデンス構築
- 2) 4年制化に向けた取組み及び課題に関するヒアリング（県協会、養成所等 4か所）
- 3) 保健師及び助産師教育の大学院化推進



保健師教育の大学院化を推進する背景

- ・ 2040年に向けては、更なる少子高齢化や人口減少、健康格差、自然災害や新興感染症等への対応など、社会のニーズが多様化・複雑化。
- ・ 保健師には、地域の顕在・潜在するニーズを把握・分析し、将来を見据えながら地域住民や関係機関・関係者とともに必要な事業や施策を創出する役割が求められている。
- ・ 保健師の能力としては、個人と集団の健康課題やその社会的要因を複眼的に捉え、双方に働きかけて解決できる力が不可欠。
- ・ その基礎力は、科学的な分析力や因果関係から原因を探る問題探索力、資源の質・量を査定し、不足する資源を創出する課題解決力等を習得する修士課程での教育が必要。
- ・ 「看護の将来ビジョン2040」にも「保健師基礎教育の大学院化」明記。

## 5) 保健師基礎教育の大学院化推進のための取組戦略の明確化 **事業背景②**

### 背景・課題：

- 保健師養成課程は、大学等での統合教育、専攻科、大学院と多様。
- 保健師基礎教育を大学等で統合教育を行うことに伴い、公衆衛生看護教育の実施や卒業生の実践能力の到達度における課題等が危惧される。
- 大学の約9割が選択制で保健師養成しているが、新卒の保健師国家試験合格者のうち自治体等への保健師就業は、大学卒で約2割であり、供給数（免許取得者数）との乖離がある。
- **看護基礎教育カリキュラムの次回改訂は2030年の見込み。**保健師基礎教育の大学院化について保健師関連団体との合意形成と共通認識のもと、**多様化する社会・健康ニーズに貢献できる保健師の養成・確保のため、大学院化を推進するための基盤づくりの強化が急務。**

### 【統合教育による単位の読み替えに伴う課題】

- ✓ 統合教育では、看護師基礎教育・保健師基礎教育において、それぞれの教育で必要な科目を双方の**必修単位として二重に読み替えており、到達目標の異なる教育内容（実習も含めて）を同時に学ばざるを得ない状況**となっている。
- ✓ このような単位の読み替えにより、保健師基礎教育の主軸となる**公衆衛生看護教育にかける時間や内容が十分に確保できないため、卒業時における保健師に求められる実践能力の到達目標の達成度が低い。**
- ✓ なお、**大学院での養成では、実習や保健師教育関連単位の確保による教育内容の充実が図られており、保健師に求められる実践能力の卒業時の達成度が高い。**

© 2025 Japanese Nursing Association 23

## 2. 保健師の確保・活躍推進

## 5) 保健師基礎教育の大学院化推進のための取組戦略の明確化 **事業内容**

### ● 2024年度

- ✓ 看護基礎教育の情報収集
- ✓ 保健師教育関連団体との情報共有
  - ・大学専攻科での保健師基礎教育についての情報共有

### ● 2025年度

- (1) 看護基礎教育の情報収集
- (2) 大学院修了者の成果の可視化に向けた情報整理
- (3) **保健師基礎教育の大学院化に関するヒアリング**

- 目的：保健師基礎教育の大学院化を進めるうえでの課題・障壁を精査し、解決するための方策を明確にする。
- 実施期間：令和7年6月～9月
- 実施者：有識者4名、教育者（大学院・専攻科の教員）5名
- 主な内容：大学院教育の現状、大学院教育への移行、設置運営上の課題等  
※上記ヒアリング結果を踏まえ、文部科学省、厚生労働省との情報共有等

- (4) (1)～(3)を踏まえ、課題と促進要因の**情報整理**
- (5) エビデンス構築に向けた次年度以降の中長期的な取組戦略を検討

**2026年度から「重点事業」として位置づけ、本会として取組を強化**  
**保健師基礎教育の大学院化に向けたエビデンス構築と関係団体との協働を推進**  
 （新卒保健師の実践力を把握するため、管理的立場の保健師としたインタビュー調査を予定）

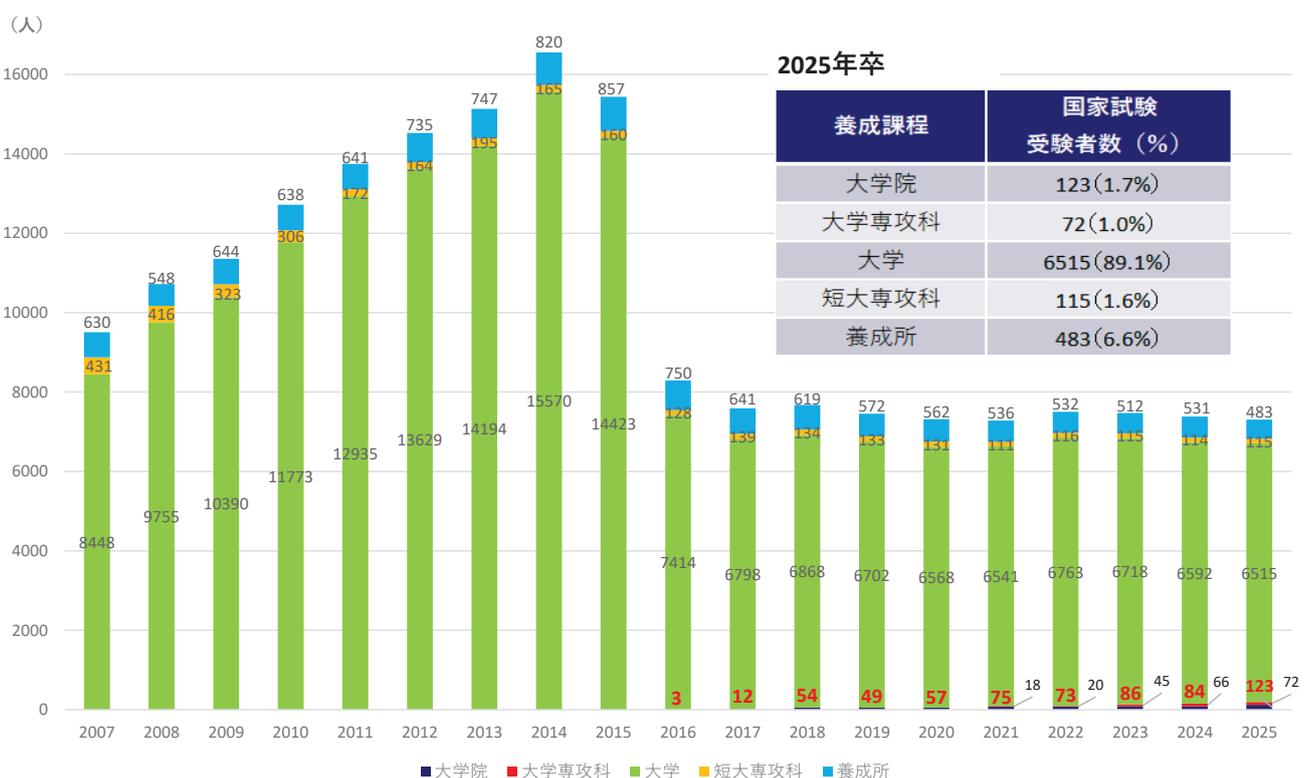
© 2025 Japanese Nursing Association 24

## 保健師教育を行う看護系大学数の推移

年度 (全学校数*)	学部で 保健師教育を 行わない 学校数	保健師教育を 行う学校数	内訳		大学院で 保健師教育を 行う学校
			選択制	必修制	
2014年度 (232校)	22校	210校 (91%)	180校 (86%)	30校 (14%)	5校
2015年度 (247校)	27校	220校 (89%)	191校 (87%)	29校 (13%)	7校
2016年度 (253校)	29校	224校 (89%)	196校 (88%)	28校 (13%)	10校
2017年度 (264校)	31校	233校 (88%)	205校 (88%)	28校 (12%)	10校
2018年度 (275校)	33校	242校 (88%)	218校 (90%)	24校 (10%)	13校
2019年度 (284校)	36校	248校 (87%)	225校 (91%)	23校 (9%)	14校
2020年度 (288校)	42校	246校 (85%)	225校 (91%)	21校 (9%)	14校
2021年度 (287校)	38校	249校 (87%)	228校 (92%)	21校 (8%)	16校
2022年度 (293課程)	44課程	249課程 (85%)	230課程 (92%)	19課程 (8%)	19校
2023年度 (301課程)	51課程	250課程 (84%)	230課程 (92%)	20課程 (8%)	22校
2024年度 (306課程)	53課程	253課程 (73%)	235課程 (93%)	18課程 (7%)	22校
2025年度 (309課程)	49課程	255課程 (83%)	238課程 (93%)	17課程 (7%)	26校

※一大学が複数学部・学科を設置の場合はそれぞれの学部・学科を1として計上。大学院は含まない  
 ※2022年度からは防衛医科大学校、国立看護大学校を含む課程数でカウント

## 養成課程別 国家試験受験者数（新卒）の推移



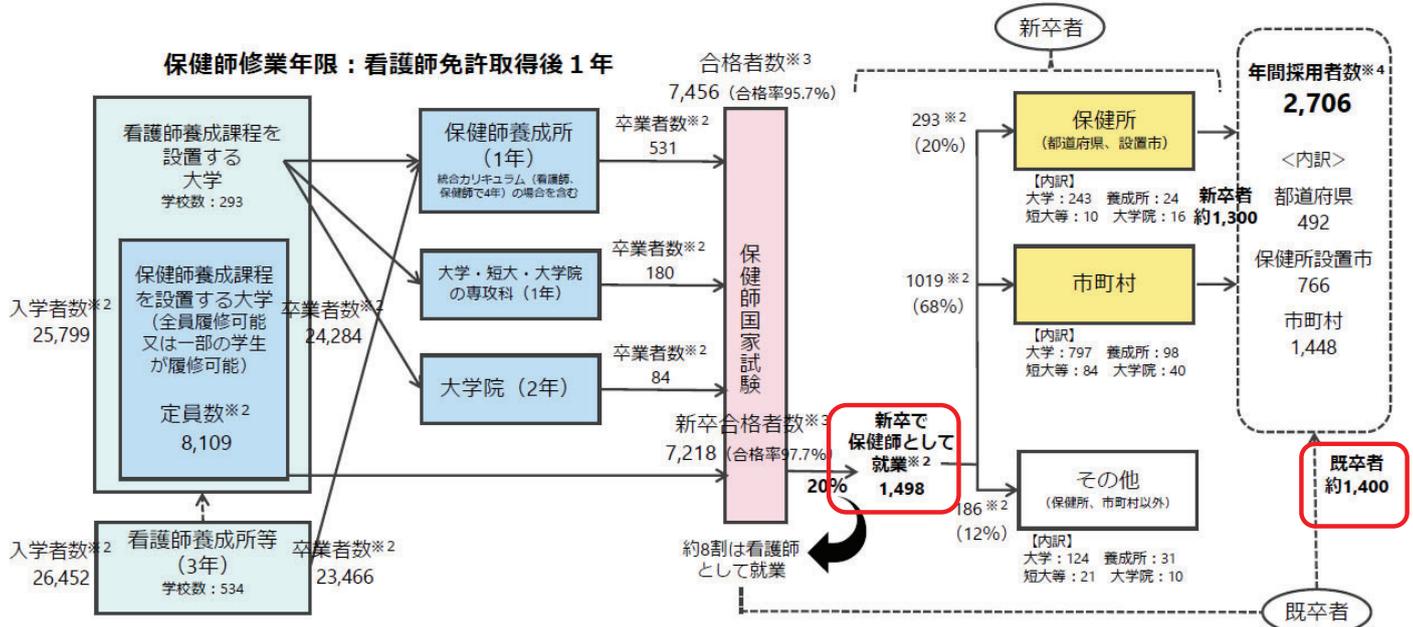
参考：厚生労働省医政局看護課「保健師助産師看護師国家試験合格状況」各年度版

新卒保健師の9割が保健師国家試験受験資格を大学で取得

# 保健師養成課程卒業から自治体就業までの状況

令和6年度 第2回 2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会  
参考資料2からの抜粋 一部 公益社団法人日本看護協会 編集

- ・ 保健師国家試験の新卒の合格者のうち、保健師として就業するのは約2割である。
- ・ 年間を通じた自治体保健師の採用者数のうち、新卒者と既卒者は同数程度である。



※1 急速な少子化が進行する中で、将来社会を見据えた高等教育の在り方について（答申案）中央教育審議会総会（令和6年12月25日）  
 ※2 令和6年度看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査（厚生労働省医政局看護課）  
 ※3 第110回保健師国家試験の合格発表（令和6年3月22日）（厚生労働省医政局看護課）  
 ※4 令和6年度保健師活動領域調査（厚生労働省健康・生活衛生局健康課）

参考 大学進学者数推計<sup>※1</sup> 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ 46.8万人 約27%減  
 (出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

## 保健師採用・確保における課題

保健師採用・確保における課題	n	保健師の業務・活動内容が学生等求職者に十分に伝わっていない				採用する保健師の質が確保できていない		採用しても定着せず退職が多い		計画的に採用・確保できておらず、年代が偏っている		保健師による広報活動や採用選考活動が業務負担となっている		その他	
		募集人数に対し十分な応募者数が確保できない	採用する保健師の質が確保できていない	内々定の承諾率が低く、辞退者が多い	採用しても定着せず退職が多い	計画的に採用・確保できておらず、年代が偏っている	保健師による広報活動や採用選考活動が業務負担となっている	その他							
所属組織	都道府県	351	68	111	156	31	56	225	188	2	13				
	保健所設置市・特別区（政令指定都市・中核市・その他保健所設置市）	100.0	19.4	31.6	44.4	8.8	16	64.1	53.6	0.6	3.7				
	市町村	314	51	68	165	41	101	111	139	1	27				
	合計	1,309	210	486	559	165	285	667	493	8	102				
		100.0	16.0%	37.1%	42.7%	12.6%	21.8%	51.0%	37.7%	0.6%	7.8%				

※2022年度厚生労働省先駆的保健活動交流推進事業「保健師の活動基盤に関する基礎調査」（日本看護協会実施）

➤ 自治体に所属する保健師の約4割（一定の人材確保ができていない保健所設置市・特別区では5割以上）が「採用する保健師の質が確保できていない」ことを課題と認識

- ※その他、新任期保健師の現任教育における課題（現場からの声）は以下のとおり。
- ・ 早期退職・休職理由として「基礎教育が不十分なことによる現実とのギャップ」がある。
  - ・ 実習で家庭訪問・健康教育の経験がないことや、保健活動のイメージがつかないまま支援に踏み込むことへのハードルが高い。
  - ・ 統括保健師世代が受けた教育と現在の教育に差があり、現在の教育について理解した上で、基本的なところから現任教育を手厚くしなければならない。

6) 保健政策の動向及び健康危機管理に関する政策提言/情報収集・発信

● 2025年度に参画・意見提出した主な関連部会・検討会

- ・地域保健健康増進栄養部会
- ・健康日本21(第三次)推進専門委員会
- ・疾病対策部会
- ・障害者部会・障害児支援部会
- ・高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ
- ・個人への予防インセンティブ検討ワーキンググループ
- ・日本健康会議
- ・**ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策に関する検討会**  
→産業保健師等の確保・配置・役割発揮のための法/制度改正に向けて
- ・**2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会**  
→保健師活動指針の改正に向けて
- ・**医療扶助・健康管理支援等に関する検討会**  
→被保護者の健康管理の課題は大きく、保健と福祉の連携が期待されている(健康管理を役割とする保健師との連携)
- ・**精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会**  
→精神科の初回オンライン診療において行政保健師がD to P with Nの“N”として期待されている

国の様々な関連部会等において、保健師に関わる内容が検討・審議されている。看護の課題やあり方について意見を述べ、看護職のプレゼンスを上げることが本会の役割のひとつ。各県保健師職能委員長・職能委員ならびに本会職能委員には、それらの内容や国の方向性をいち早く捉え理解し、迅速かつ意味のある情報として周囲に伝える役割をぜひ担っていただきたい。

6) 保健政策の動向及び健康危機管理に関する政策提言/情報収集・発信

● 医療扶助・健康管理支援等に関する検討会

「中間的な整理」令和7年12月17日付

- **生活保護受給者の健康支援の強化：受給者の高齢化・多疾患傾向を踏まえ、生活習慣病予防や重症化予防、多剤投与対策など健康管理支援の充実が必要**
- **医療扶助の適正化と効率化：医薬品の適正使用・適正受診の促進や、福祉事務所と医療現場の連携強化、デジタル化・データ活用に取り組むことが必要**
- **今後の取り組みの方向性：運用改善や制度改正も視野に入れ、福祉事務所や医療現場状況をフォローアップすること、引き続き検討が必要な事項について実態把握や論点整理を進めることが重要であり、これらを通じて取組を一層推進していく方向で検討すると整理された。**

第3回 検討会での発言要旨（一部抜粋）

- ✓ 福祉と保健が連携し、ケースワーカーと保健師・統括保健師が有機的な関係性を構築するなど、**庁内連携を促進するような仕掛けづくりが必要**である。
- ✓ 統括保健師は、一般市町村では3割程度が未配置となっており、**統括保健師の役割の重要性に鑑み、配置及び力量を持った統括保健師の育成について各自治体で取り組んでいく必要がある**と考える。
- ✓ 生活保護受給者に対する個別の支援を保健師が担うこととなれば、**保健師の適正な配置数についても検討する必要がある**。

抜粋：本検討会の中間的な整理

4. 実施体制の構築・強化

【議論の整理】

- 医療扶助・健康管理支援に関する効果的な取組の実施に当たっては、「1. 効果的な健康管理支援」や「2. 医薬品の適正使用や適正受診に向けた取組等」において記載のとおり、個々の具体的な取組における庁内の関係部門や地域の関係機関等との連携が重要である。
- 併せて、医療扶助・健康管理支援に関する取組全体を通じて、例えば、庁内の保健医療福祉専門職との協働、都道府県による市町村支援の取組や他の市町村との情報共有・意見交換、地域の医療関係者・医療機関等との「顔の見える関係」の構築など、様々なつながり・関係性を構築していく視点も重要である。

(1) 保健師等の専門職との協働

- 医療扶助・健康管理支援に関する取組においては、生活保護受給者の生活面を把握するケースワーカー等と、医療・健康面の専門的な知識を有する保健師等の専門職との協働が重要である。このため、以下の対応を進めることが適当である。

① 専門職の関わりを推進するための環境整備

医療扶助・健康管理支援に関する効果的な取組の実施に当たっては、医療・健康の側面と生活の両面からのアプローチが重要であり、庁内の保健師等の専門職が、より積極的に関わりを推進することができるような環境を整えていく必要がある。

例えば、生活保護世帯が抱える課題は多様であるところ、保健活動の組織横断的な総合調整・推進を担う「統括保健師」が、各部署に配置されている保健師の活動の全容を把握し、地域全体の健康課題の明確化や保健活動の優先度を判断する中で、医療扶助・健康管理支援に関する取組についても庁内の保健師等の協働体制を構築し、組織外関係者とのネットワークも含めて、フォローすることが考えられる。

国においては、統括保健師に対する生活保護分野の課題や取組等の普及啓発や生活保護分野に関わる保健師等の専門職同士が課題・困難や工夫・成果等について共有する場の設定を進めていく。併せて、生活保護受給者の健康支援に必要な保健師の配置に資する取組を検討する。

② ケースワーカー等への健康等に関する知識・理解の普及

医療扶助・健康管理支援を担当する事務職員やケースワーカーにおいて、専門職との円滑な協働や、専門職への円滑なつながりを促進する観点から、「自立」を目

6) 保健政策の動向及び健康危機管理に関する政策提言/情報収集・発信

● 精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会

抜粋：情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針

「情報通信機器を用いた精神療法の適切な実施に関する指針」令和7年12月26日付通知

・指針の策定に関する検討経緯は次項参照

第11回 検討会での発言要旨（一部抜粋）

- ✓ 保健師等が同席の上でオンライン診療を活用するという方向性には同意する一方、疾患や障害の特性を理解した上で、医療に繋ぐためには**専門性の高い能力等が求められる**ことを指摘
- ✓ 精神保健福祉法等の改正により、市町村は精神保健に関する相談支援体制を整備しなければならない
- ✓ 「にも包括」の推進を図るうえでは、市町村保健師等の行政職員の対応力を高めるための**人材育成が急務**であると考え

(1) 精神疾患に対する診療の特性を踏まえたオンライン精神療法の実施について  
精神疾患に対する診療は、身体疾患に対する診療と比較して、生活歴や服薬歴、社会的状況等により、異なる特徴を有し、治療的・精神的・社会的な変化の程度や回復のペースも異なる。必要に応じて活用することが適切である。

中略

また、精神療法の実施においては、非言語的なコミュニケーションが特に重要であるとされていることを踏まえれば、オンライン精神療法を実施する場合、得られる情報が限定されるため、精神科の医師は、患者の精神症状等について、対面診療と同等程度に有用な情報を得よう努めつつ、患者に対して、よりわかりやすく丁寧な説明や助言に努め、コミュニケーションを図り信頼関係を構築することが求められる。

なお、対面診療であっても初診精神療法については、患者の背景情報が乏しく、かつ、十分な信頼関係が構築されていない状況下で、患者の全身の協調、微細な動作や言動等に注意を払いつつ精神症状等の評価を行い、必要に応じて身体疾患の除外や鑑別のために検査等も実施しながら、適切な診断や治療計画を組み立てることが求められる。したがって、十分な情報が得られず、信頼関係が前提とされない初診精神療法について、医療提供者および患者双方から不安の声があることに加え、臨床においてオンライン初診精神療法を適切に実施できることを示す科学的知見も明らかではない現状において、オンライン再診精神療法と同様に用いることは難しく、引き続きの科学的知見の集積が期待される。

他方で、精神保健福祉センター、保健所及び市区町村が実施する保健師等による訪問指導の対応件数が増加傾向であることや行政が行うアウトリーチ支援から必要な方を医療につなげるための支援が重要である等といった精神保健福祉の現状等を踏まえ、オンライン再診精神療法に十分な経験がある医師が診察を行うことを前提として、行政が対応を行っている未治療者、治療中断者又はひきこもりの者等に対して、診察を担当する医療機関と訪問指導等を担当する行政との連携体制が構築されており、診察時に患者の側に保健師等<sup>2</sup>がいる状況であり、十分な情報収集や情報共有が可能であって、患者自身の希望がある場合には、オンライン初診精神療法を活用し、継続した治療につなげることが考えられる。

© 2025 Japanese Nursing Association 31

「情報通信機器を用いた精神療法を安全・適切に実施するための指針の策定に関する検討」事業（令和4年度障害者総合福祉推進事業） 事業主体：野村総合研究所

経緯

(※)「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月、令和4年1月一部改定 厚生労働省）

- ・ オンライン診療については、オンライン診療指針(※)の策定などにより段階的に利活用の環境が整備・推進されている。
- ・ 診療報酬においては、
  - ・ 平成30年度診療報酬改定において、「対面診療と組み合わせる」「再診において」行う情報通信機器を用いた場合の点数としてオンライン診療料が新設された。
  - ・ 令和4年度診療報酬改定においては、オンライン診療指針の見直し(令和4年1月)を踏まえ、情報通信機器を用いた場合の初診について、評価を新設するとともに、再診料について、情報通信機器を用いて再診を行った場合の評価が新設され、オンライン診療料は廃止された。
- ・ こうした背景を踏まえつつ、新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、精神医療の現場においても情報通信機器を用いた診療について、一定のニーズが明らかになるとともに、一部においてすでに活用されている実態もある。

令和4年度障害者総合福祉推進事業において、これまで明確に示されていなかった、情報通信機器を用いた精神療法（以下、「オンライン精神療法」という。）を実施する場合に必要なと考えられる留意点等について、オンライン精神療法を安全かつ有効に実施しつつ精神医療の現場で活用することができるよう「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」を策定。

指針の概要

- ・ オンライン精神療法を実施する医師や医療機関については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに資するよう、地域における精神科医療の提供体制への貢献が求められる。
- ・ オンライン精神療法を実施する場合は、オンライン診療指針及び本指針を遵守すること。
- ・ オンライン精神療法は、日常的に対面診療を実施している患者に対して、継続的・計画的に診療を行いながら、対面診療と組み合わせつつ必要に応じて活用すること。なお、初診精神療法をオンライン診療で実施することは行わないこと。
- ・ オンライン精神療法を実施する医師は、精神科における診療の一定の経験や資質を有すること。
- ・ 患者の急病・急変時に適切に対応する観点から、患者が希望した場合や緊急時等の対面での診療が必要である際に、オンライン精神療法を実施した医師自らが速やかに対面で診療を行うことができる体制を整えていること、時間外や休日にも医療を提供できる体制において実施されることが望ましい。
- ・ 精神科救急対応や時間外の対応、緊急時の入院受け入れ等を行っている医療機関等と連携するなどしながら、入院や身体合併症の対応が必要となった場合（精神病床に限るものではなく、身体疾患等で入院医療が必要となり一般病床に入院する場合も含む。）に対応可能な体制を確保しておくことが望ましい。
- ・ 向精神薬等の不適切な多剤・大量・長期処方には厳に慎むと同時に、オンライン診療を実施している患者に乱用や依存の傾向が認められないか、細心の注意を払う必要がある。乱用や依存の傾向が認められる場合には、安全性の観点から、速やかに適切な対面診療につなげた上で、詳細に精神症状を把握すると共に、治療内容について再考することが適当である。



# 2025年度保健師職能委員会 活動報告

## 保健師職能委員会



# 2025年度保健師職能委員会 活動テーマ

1. 保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けた必要な取組の検討
2. 地域の看護職と自治体保健師の連携・協働に向けた具体策の検討
3. 改正保健師活動指針の実効性を高める活用推進策の具体化
4. 会員確保・定着に向けた効果的な取組の検討・実施

## 1. 保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けた必要な取組の検討\_①

### 活動内容と現状

#### 地区別保健師職能委員長会事前提出シートによる情報収集と意見交換

保健師の人材育成に関わる基礎教育と現任教育の連携・連動の状況について、主な取り組みの現状を情報収集。都道府県協会職能委員会としての今後の取り組みを意見交換

##### ① 基礎教育と現任教育の連携は実習を介して培われている

- 教育機関と自治体が連携した実習体制の打ち合わせ・自治体の現任教育の実施
- ・ 実習調整を都道府県・保健所が行い、実習体験の幅が広がり、実践能力の向上につながった。
- ・ 業務多忙で実習受け入れの余裕がなく、連携の取り組みが属人的になる現状もあった。

##### ② 保健師職能委員会として保健師の体系的な現任教育に取り組んでいるところもある

- 教育機関と連携し、人材育成ガイドライン、キャリアラダー、人材育成の手引きを策定
- 自治体のOJTと連動し、キャリアレベル別・多職種合同の研修会を連携して開催

##### ③ 手応えがあった人材確保・定着に向けた現任教育支援（職能委員会としての取組）

- 人材確保キャリア教育の一環でキャリアセミナーの開催とチラシの配布（インターンシップ・就職説明会・魅力発信イベント）
- 研修「今さら聞けないシリーズ」の開催  
新任期保健師や長期休暇明けの保健師等を対象に開催することで、会員の獲得及び定着にも！

© 2025 Japanese Nursing Association

3

## 1. 保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けた必要な取組の検討\_②

#### 課題1) 現場で求められる能力と基礎教育で獲得する能力にギャップがある

- ・ 基礎教育の教育課程では実習時間が少なく、保健師活動の“やりがい”を伝えにくい。
- ・ 学生が保健師活動をイメージできにくい。学生の関心度が低い。
- ・ 実践現場での実習受け入れが少ないため実践能力が未熟になる悪循環がある。

#### 課題2) 現任教育の体制に格差の要因がある

- ・ 自治体により保健師の現任教育体制に格差があり、都道府県の支援も得られにくい。
- ・ 現場における地域診断や地域づくりの低迷化
- ・ 基礎教育の実態を把握して現任教育をしている自治体が少ない
- ・ 中堅期の現任教育体制が不十分

#### 対策 切れ目なく「育つ」環境づくりのために一步踏み出す

##### ① 「基礎教育と現任教育を切れ目なくつなぐ」そのためのニーズ把握

行政（自治体）、協会、教育機関、職域の連携・連動に関して職能委員活動を通してニーズを掴む

##### ② 「人材確保・定着につながる活動の展開」ニーズにマッチした取組へ

若者へのアプローチによる人材確保、中堅期の定着、仕事への意欲の維持、現任教育などを連動・実現していくか、その方策を検討する

#### 提言1) 基礎教育の充実及び現任教育との連動の推進を図られたい。

（保健師現任教育・人材育成ガイダンス等の更新・周知）

#### 提言2) 保健師の確保策となるモデルを開発されたい。

© 2025 Japanese Nursing Association

4

## 2. 地域の看護職と自治体保健師の連携・協働に向けた具体策の検討\_①

### 活動内容

※本会事業としての取組

#### 【活動を推進するための普及啓発・活動基盤整備のための提言】

- 関連学会・雑誌等を通じた周知・普及
  - ・ 第56回（2025年度）日本看護学会学術集会（2025年9月13日）シンポジウム\*
  - ・ 医学書院「医学会新聞」記事掲載（2025年11月11日）対談、座談会\*
  - ・ 第84回日本公衆衛生学会総会（2025年10月29日～31日）ブース出展\*

#### 【職能間での情報共有・理解の促進】

- 地域の実情（実態）に応じた看護職連携の好事例収集
  - ・ 第1回全国保健師職能委員長会での意見交換および情報共有（2025年8月1日）
- 三職能合同委員会で情報提供
  - ・ 地域全体の健康・療養支援における看護機能の強化・拡大、地域の看護職と自治体保健師の連携・協働による仕組みづくりが全国で実践・展開されることを目指して意識の醸成

#### 【力量形成のための環境づくり】

- 地域全体の健康・療養支援体制の構築に資する看護職の実践力向上のための研修内容の検討・コンテンツ作成への協力
  - ・ オンデマンド研修「地域全体の健康・療養支援と仕組みづくり」の配信\*

© 2025 Japanese Nursing Association

5

## 2. 地域の看護職と自治体保健師の連携・協働に向けた具体策の検討\_②

### 現状

※第1回全国職能委員長会での議論等に基づき作成

2024年11月に公表した「冊子」（地域全体の健康・療養支援と仕組みづくり）の内容をテーマに他の看護職能と連携した取組の実施状況

- ◆実施した県：3件
- ◆実施予定・検討中の県：3県

※そのほか職能同士で共通するテーマを設定し交流会や検討会など実施

- ・ 保健師・助産師職能：医療的ケア児やプレコンセプションケア・母子保健関連 等
- ・ 3職能合同：看看連携（地域の病院連携、訪問看護など）、看護の将来ビジョン2040、災害・防災、CN/CNSの役割と地域連携、意思決定 等

➤ 複数の看護職能間で共通したイメージしやすいことをテーマとして取り上げることにより、職能活動がそれぞれの実務にも反映しやすい。

### 課題

- 実践の推進に向けては、看護職能が互いの役割を共通理解することから始める必要があるなど推進の困難さがある。
- 地域全体の健康・療養支援体制を構築するための検討や職能間の連携を促すための「共有媒体」としての「冊子」活用が十分ではない可能性。「冊子」内容が、それぞれの実務へ直結する意義を伝えきれていないために実効性が高まりにくい。

地域全体の健康・療養支援において強化すべき看護活動を効果的・継続的に実践し、地域に根差した「仕組み」として展開することが重要

- 看護職が互いの役割を理解しあう機会を計画的に設定する
- 「冊子」を活用し、強化すべき看護活動とその取組ポイントの周知・普及を継続する
- 「冊子」の内容が各自の実務・活動に直結する意義を伝えることで実効性を高める

© 2025 Japanese Nursing Association

6

### 3. 改正保健師活動指針の実効性を高める活用推進策の具体化

#### 活動内容

● 2023年に保健師職能委員からの意見を基に、保健師活動指針（以下、指針とする）の改正に向けた国の「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会」の委員として参画し、日本看護協会として検討してきた以下の内容について提案した。（①6月 ②10月 ③12月）

1. 地域保健活動を推進するうえでの保健師の役割・活動のあり方を明確化
2. 統括保健師の役割・機能の明確化・計画的な育成
3. 現任教育（クリニカルラダー・キャリアパス）・定着への取組みの強化
4. 都道府県による小規模自治体の人材確保・保健活動への支援体制の整備

（そのほかの提案意見）

- ・保健師をとりまく現状と地域共生社会や多職種連携、ウェルビーイングといった新たな視点で展開されている施策を踏まえた活動のあり方を明示する必要がある
- ・災害や感染症等の健康危機管理において期待される体制強化と保健師の役割を示す必要がある
- ・指針に基づく保健師の保健活動の推進状況を評価する必要がある

- 全国保健師職能委員長会、地区別保健師職能委員長会事前提出シートを活用した実態把握
- 地区別保健師職能委員長会での現状共有、意見交換

### 3. 改正保健師活動指針の実効性を高める活用推進策の具体化\_②

#### 現状

● 現行指針（平成25年4月19日）発出以降の全国の活動について、職能委員長会で情報収集し整理

【情報収集の結果】

- ・ 指針の理解と日常活動への反映のため、説明会や学習会を開催
- ・ 日本看護協会作成『指針活用ガイド』を積極的に活用した企画展開
- ・ 指針活用に関するアンケート調査と共有
- ・ 看護職全体での理解促進のため、三職能等を対象とする学習会等で説明
- ・ 県等で人材育成指針を作成（改定）する際に県保健師職能委員が参画
- ・ 継続的に交流集会や保健所主催の管内保健師連絡会において普及活動を実施 など

#### 課題

- 現行指針が発出されてから10年以上が経過していることで、指針の重要性や行政保健師の活動の基礎とする意識が薄れていることから、確実な周知と理解、継承につながる活動とすることが必要である。
- 通知だけで指針を浸透させることには難しい面がある。保健所・市町村等がともに理解を深め、日ごろの保健活動、連携に反映させるためには、統括保健師・管理期保健師がリーダーシップをとって進めることが必要となる。  
また、他看護職や他職種にも保健師の活動の根拠として理解を図ることが求められる。
- 活動指針が意味する内容を具体化し、自分ごととして捉え、自組織や自治体の活動を見直し、発展させていく土台づくりに寄与できる取り組みが必要である。

### 3. 改正保健師活動指針の実効性を高める活用推進策の具体化\_③

#### 今後の方針・取組

- 改正指針で求められる内容について、県職能委員長とともに理解を深め、各県の活動に活かす。
- 各県の指針の“浸透”に係る現状を把握し、各県職能委員会と情報を共有する。
- 現行の指針発出時と同様に、理解のガイドとなる媒体を作成する。
- キャリアにこだわらず、自分ごととして関心を持ち、意識の醸成が図られるきっかけとなる学習会等を設定し、啓発につながる仲間づくりを進める機運を高める。

#### 会長への提言

- 提言 1)** 公衆衛生看護に期待される役割を踏まえ、これからの保健師職能委員会に寄せる期待を県協会、会員全体に発信されたい。
- 提言 2)** 指針が、現場の保健師活動や体制、現任教育、地域づくり等と広く結びついていることを保健師相互が認識し、継続的に振り返りながら取り組めるよう、分かりやすい媒体の提供と有効な活用方法等について、周知されたい。
- 提言 3)** 指針の重要性を看護職全体で認識できるように周知されたい。
- 提言 4)** 県保健師職能委員会が本主旨に係る事業を企画する際は、柔軟に積極的な支援をいただきたい。

### 4. 会員確保・定着に向けた効果的な取組の検討・実施\_①

#### 本年度の活動

- 入会促進の取組状況と課題について情報収集（8月）  
全国保健師職能委員長会、地区別保健師職能委員長会開催前の事前提出シートを活用し実態把握
- 地区別保健師職能委員長会にて好事例等の情報共有と意見交換（10月～11月）  
【本会事業】
- 「産業保健に関わる保健師等の活動状況調査」の結果を踏まえ保健師等の活動のあり方を検討
- 協会ニュースにて本会重点事業の取組について情報発信（9月）  
「地域における看護職の確保と活躍推進（保健師の確保・活躍促進）」について活動紹介

#### 現 状

※会員数・入会率は2025年11月10日時点、日本看護協会保健師課調べ、地区別職能委員長会での議論等に基づき作成

- 会員数・入会率・会員の特徴**
  - ・会員数17,331人（前年△818人）、入会率27.3%（前年△1.3%）、入会率50%以上の都道府県7県あり
  - ・全国保健師就業者数は横ばいだが入会率は減少 20代・30代前半の入会率が低い
  - ・中堅保健師の未加入、産休等の復帰後の再加入が低い、産業分野や市町村保健師の入会率が低い
- 周知に向けたツールの作成・活用**
  - ・周知のためのツール（県独自又は日看協作成）を活用している県は約9割
  - ・リーフレットや動画、DVDの作成、メールマガジンの配信、日看協チラシ活用、「保健師職能だより」の発行
- 情報発信の工夫例**
  - ・加入者が少ない市町村や施設等訪問、学生向けに中学生～大学生に対して交流会や説明会開催

## 4. 会員確保・定着に向けた効果的な取組の検討・実施②

### 課題

#### ●加入促進における課題

- ・ 県協会ごとでニーズのとらえ方、課題感における違いが生じている
- ・ 加入率の低い新人保健師に対する発信の難しさ
- ・ 認知度の低い学生時代に看護協会を紹介することに抵抗感のある都道府県がある

#### ●事業展開における課題

- ・ 魅力的な研修企画が難しい（ニーズに合ったテーマや対象者層の設定等）
- ・ 研修参加が業務外となるとその必要性を感じ難い

#### ●保健師の課題特性

- ・ 様々な分野で働く保健師が増加し、県によって地域の保健師ネットワークの在り方に差が生じている
- ・ 委員会活動が業務外になると、私的な時間を割くため負担感を生じる

## 4. 会員確保・定着に向けた効果的な取組の検討・実施③

### 今後の方向性

#### ●現状把握することを促進

- ・ 県協会職能委員会において県下の入会状況を分析する（未入会の要因・年齢・所属組織体・入会/退会の経緯・看護協会への意見等）

#### ●加入しやすい環境の強化

- ・ 青年部のような若い世代の意見を聞ける場、子育て世代がメリットを感じ入会しやすい体制づくり
- ・ プラチナ割、若者割、入会費の分割納入、入会初年度割り等、負担感なく会費を払えるメリットの可視化
- ・ 退職・異動時の所属先・居住地で規定されない入会県の選択制の導入

#### ●会員である意義の発信強化

- ・ 看護学生の時から教育の中で看護協会の目的、必要性、活動について伝える機会を設ける
- ・ 看護職が安心して働くための環境づくりや教育体制への要望等、現場に根差した取組成果の積極的な発信

#### ●研修参加基盤の強化促進

- ・ 病院のクリニカルラダーのように、ステップアップと研修を結びつける仕組みづくり
- ・ 保健師の人材育成研修について、都道府県と県協会が協働し、業務として参加しやすい研修内容とする

#### ●職能委員会活動の連携強化

- ・ 看護の専門職として三職能が繋がり、生き生きと活動する機会をつくる（合同研修会や交流会の開催など）
- ・ 看護職の三職能が連携・協働できる看護協会の意義や強みを活かし、県協会において多職種連携事業に取り組む

## 4. 会員確保・定着に向けた効果的な取組の検討・実施④

### 会長への提言

#### 提言1) 各県協会職能委員会における保健師会員確保・定着に向けた効果的な取組への支援を強化されたい

- ・現状分析に沿った各都道府県における効果的な会員確保・定着に対する支援
- ・若者割やプラチナ割の導入等、柔軟な環境づくりの整備支援
- ・教育機関や産業分野と連携した意見交換や研修会が県協会で行えるよう周知強化

#### 提言2) 職能委員会（本会・県協会）間での連携強化を支援されたい

- ・本会及び県協会の三職能（四委員会）合同委員会等の継続的な開催、および開催の必要性を支援
- ・職能委員会活動が本務への波及もあることを発信し、参加しやすい環境づくりへの取組の実施



# 2026年度 保健師職能委員会 活動方針

## 1.活動目的

- 保健師職能の強化（課題発見・意見集約）
- 会員確保・定着促進

## 2.活動内容

### 1) 保健師の体系的なキャリア形成/生涯学習に向けた意見集約・課題発見

- 保健師実践能力とそれに基づく習熟段階の精査・公表に向け、多領域の保健師の立場で活用可能なものとするために保健師職能としての意見を集約する。

### 2) 2040年に向けた保健師の保健活動のあり方に係る意見集約・課題発見

- 地域全体の健康・療養支援体制の構築や健康危機管理、DX推進、地区活動の推進等、今後必要な取組・課題について保健師職能としての意見を集約する。

### 3) 保健師会員の確保・定着に向けた情報発信

- 引き続き保健師会員の確保・定着に関して情報収集し、職能から会員へ情報発信する等、強化すべき取組を検討する。

# 令和8年度 保健師職能委員会 活動スケジュール

【活動目的】 1. 保健師職能の強化(課題発見・意見集約)

【活動内容】1) 保健師の体系的なキャリア形成/生涯学習に向けた意見集約・課題発見  
 2) 2040年に向けた保健師の保健活動のあり方に係る意見集約・課題発見  
 3) 保健師会員の確保・定着に向けた情報発信

## 【年間活動】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月
スケジュール													
委員会の開催			【第1回】		【第2回】		【第3回】			【第4回】	【第5回】	【第6回】	
職能委員会関連				全国職能別 交流集会 6/11		第1回全国 職能委員長会 8/月上旬		地区別 職能委員長会 10/2～11/6		(合同会議)			第2回全国 職能委員長会 3/月上旬 (Web)
活動内容													
保健師 職能の 強化(課 題発見・ 意見集 約)	1) 保健師の体系的なキャリア形成/生涯学習に向けた意見集約・課題発見		・取組の方向性について ・本会事業の進捗・情報共有	全国職能別交流集会 【特別講演】 「2040年を見据えた保健師の保健活動のあり方～検討会での議論を受けて」		・情報共有 ・意見交換 ※習熟段階の意見聴取 グループ討議		・情報共有 ・意見集約 ※進捗共有		・必要な取組の検討 ※パブコメ実施		まとめ	【報告】
	2) 2040年に向けた保健師の保健活動のあり方に係る意見集約・課題発見		・取組の方向性について ・本会事業の進捗共有(指針改正の状況など)	【シンポジウム】 「2040年に私たちの保健師活動はどうなっているか～保健師の未来を語る～」	※小冊子作成	・情報共有 ・意見交換 ※県協会への事前説明		・情報共有 ・意見集約 ※都道府県看護協会を通じた普及・啓発活動		・保健師職能としての今後必要な取組の検討		まとめ	【報告】
	3) 保健師会員の確保・定着に向けた情報発信		・状況共有 ・取組の方向性について(情報発信の方策案など)				・情報共有 ・意見交換		・情報共有 ・意見交換		・必要な取組の検討		まとめ
		情報収集シートを用いた情報収集・課題発見(各県や他職能と連携した取組を含)											

# 保健師活動指針改正に向けた動向と 本会対応の経緯

～次年度の保健師活動・職能委員会活動に繋げるために～

保健師職能委員会 委員長 松本 珠実

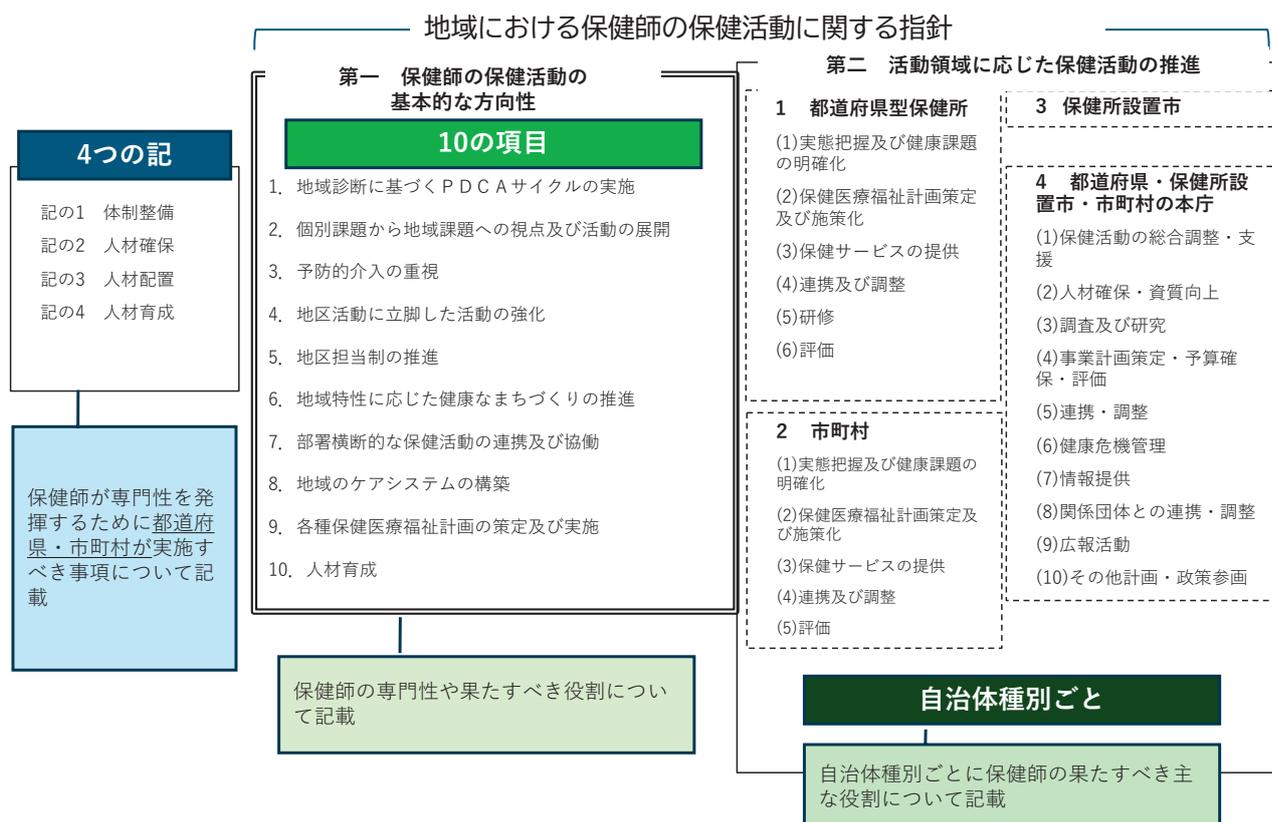


生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

1

## 保健師活動指針の枠組み全体像



参考：平成25年4月19日付 健発0419第1号厚生労働省健康局長通知  
「地域における保健師の保健活動について」

# 保健活動指針改正に向けた本会の取組



これまでの保健師活動を振り返るとともに、保健師活動に関連する法令や指針・方針等の改正、2040年問題等を見据えて、今後の保健師活動のあり方やその活動基盤の整備等に関する検討・明確化が必要。

## ● 2023年度

### 47県協会保健師職能委員長をとおして全国から意見集約

- ✓保健師の活動の現状と課題を整理
- ✓今後の保健師の活動の方向性、指針改正における議論のポイントを検討

## ● 2024年度

### 地域保健関係者（医師・事務職）へのヒアリング実施

- ✓ 2023年度の意見集約結果、及びヒアリング結果を踏まえ保健師活動指針改正に向けた **本会としての提言要旨（案）** を作成
- ✓ 国の「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会（保健師活動の見直し）」に構成員として参画

© 2025 Japanese Nursing Association

3

# 保健活動指針改正に向けた本会の取組

## ● 2025年度

### 国の検討会への意見提出

- ✓ 「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会」において、保健活動の課題、保健師活動指針の改正に向けた **本会提案** を発表。
- ✓ 検討会のとりまとめ骨子への意見提案及び保健師活動指針の改正に向けた関係者との調整

## 【参考】2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会

令和7年度 第1回 令和7年6月25日  
・保健事業の効率的・効果的な取組について  
・令和5年度「地域保健対策・保健師活動ワーキンググループ」報告書について（報告）等

※「保健師活動指針の改正に向けた本会からの提案」として意見提示（別添）

令和7年度 第2回 令和7年10月1日  
・地域における保健師の保健活動の体制（地区担当制）について  
・とりまとめ骨子（案）について 等

令和7年度 第3回 令和7年12月24日  
・とりまとめ（案）について 等

本検討会のとりまとめ（2026年2月18日）

保健師活動指針の改正がなされる予定

© 2025 Japanese Nursing Association

## 保健師を取り巻く新たな施策

### 地域完結型の医療・介護提供体制の構築

- 2024年12月の新たな地域医療構想に関するとりまとめでは、在宅医療、介護との連携等が追加され、介護保険事業を運営する**市町村の役割が重要**とされた
- 市町村には調整会議への参画を求め、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町村による在宅医療、介護連携、かかりつけ医機能の確保等の取組を推進することが期待されている

### 子育て家庭への包括的な支援体制の構築

- 令和4年改正の児童福祉法では、児童及び妊産婦の福祉及び母性、並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進、より複合的なニーズに対応する包括的な支援を行う「**こども家庭センター**」が創設
- 「こども家庭センター」には、母子保健・児童福祉の両機能業務への十分な知識、俯瞰して判断できる**統括支援員の配置**が進められ、**約8割(77.8%)は保健師が従事**(令和6年10月1日現在・こども家庭庁虐待防止対策課調べ)
- 母子保健・児童福祉の連携・協働を深め、虐待の予防から子育てまで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応できる体制の構築が求められている

© 2025 Japanese Nursing Association

5

## 保健師を取り巻く新たな施策

### 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

- 令和6年の精神保健福祉法の改正により、精神障害者・精神保健に課題を抱える人への相談支援、「**精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム**」の構築
- 令和6年の障害者総合支援法の改正により、市町村での「**基幹相談支援センター**」の設置等が努力義務化。基幹相談支援センターは、障害者等の地域の相談支援の中核的基幹として役割・機能を強化

### 災害・感染症等に対する地域の健康危機管理体制の強化

- 令和5年の地域保健法に基づく「**地域保健対策の推進に関する基本的な指針**」の改正で、感染症も含めた**地域の健康危機管理体制の確保**が強化
- 保健師は、平常時からの体制整備、発災時は被害状況等の情報収集及び発信、自宅、避難所及び仮設住宅等における健康管理、福祉避難所の避難者への対応、保健師等の応援派遣(受援)調整、関係者との支援体制の調整を担う
- 市町村は、保健所と協力して、健康危機管理対応手引書の作成をはじめ、大規模災害発生時の情報収集、地域住民への情報提供等の準備、医療機関との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援及び受援体制を構築する**など、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために**統括保健師を配置**する

© 2025 Japanese Nursing Association

6

## 前項を踏まえた **保健師活動の課題**

- 保健・医療・福祉・介護との連携を含めた、効果的・効率的な保健事業を展開するための保健師の役割・機能、活動のあり方の明確化
- 従来からの保健活動に加え、介護、障害、子ども、子育て等、各法に基づく包括的な相談支援やケアシステムの構築、複合的なニーズを持つ対象者への支援など、**地域共生社会の実現**に向けた体制整備
- 地域の健康づくり、災害や感染症等の健康危機管理体制の整備、包括的な相談支援やケアシステムを構築できる人材の確保・育成のあり方とそのため体制づくり、**保健師のウェルビーイングの向上**



### 地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正(最終改正:令和6年3月)

※令和5年3月改正「統括保健師」「総合的なマネジメント担う保健師」の位置づけ・配置等が明記

## 現状の課題と2040年を見据え保健師活動指針の改正は不可欠

© 2025 Japanese Nursing Association

7

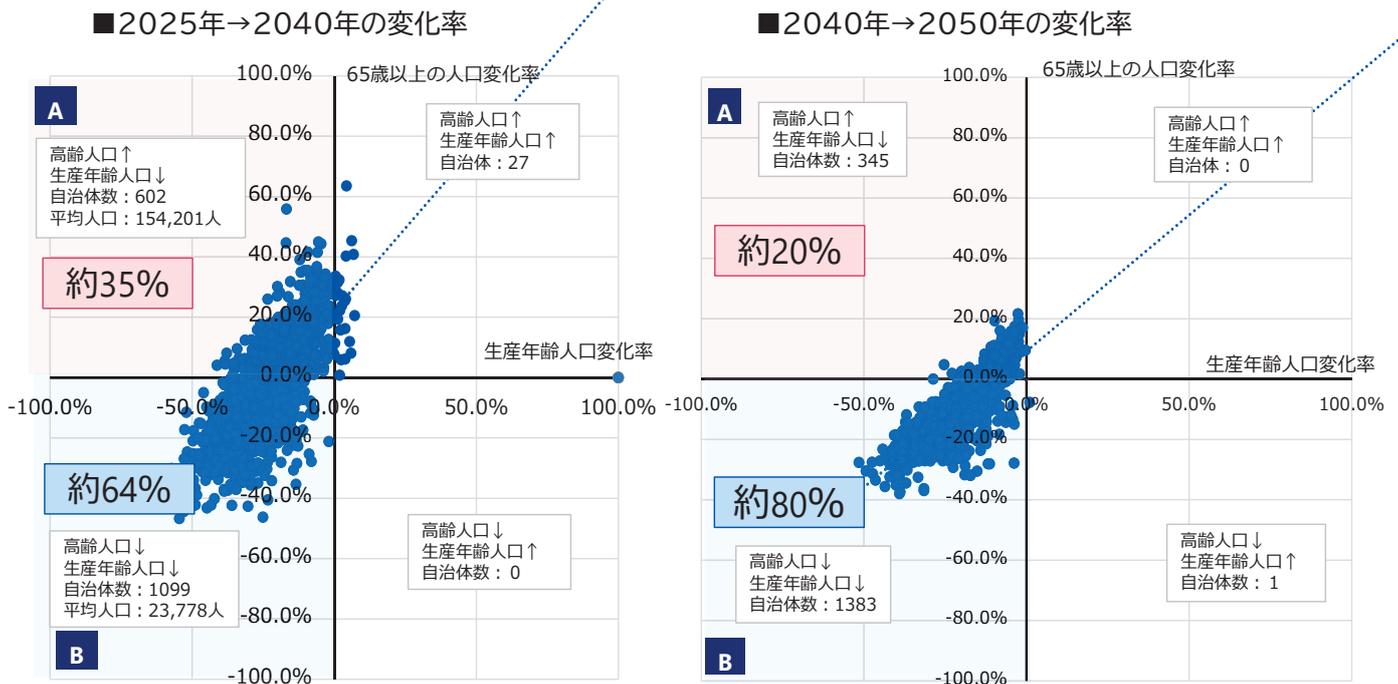
## 保健師活動指針の改正に向けた提案

- ・ 社会情勢の変化や地域保健を取り巻く状況の変化に伴い、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」も改正され、保健師に求められる役割が更に大きくなっている。
- ・ 保健師の専門性や使命・価値、2040年を見据えた保健師の保健活動のあり方を示し、保健活動の質の担保と活動の円滑化を図るため、地域保健対策の推進における保健師活動の方向性を示す必要がある。

### 本会からの4つの提案

1. 地域保健活動を推進するうえでの**保健師の役割・活動のあり方**を明確化
2. **統括保健師の役割・機能の明確化**・計画的な育成
3. **現任教育（クリニカルラダー・キャリアパス）**・定着への取組みの強化
4. 都道府県による**小規模自治体の人材確保・保健活動への支援体制の整備**

# 65歳以上高齢者と労働生産人口の人口変化率



※厚生労働省健康・生活衛生局健康課保健指導室長,地域における保健活動の推進に向けて.令和7年度全国保健師長研修会資料より (R7.11.14)

© 2025 Japanese Nursing Association

9

## 活動指針改正の方向性(1)

以下、厚生労働省「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会 とりまとめ」（2026年2月18日）

### <はじめに>

- 地域における保健師の保健活動の推進に当たって、「地域における保健師の保健活動について」（平成25年4月19日付け健発0419第1号厚生労働省健康局長通知。以下「保健活動通知」という。）別紙「地域における保健師の保健活動に関する指針」にある「**第一保健師の保健活動の基本的な方向性**」の各項目の内容は現時点でも広く当てはまる内容である。一方、その具体的な保健活動は各地域の実情に応じた工夫がなされるものである。
- 今後の人口構成の変化や複雑化・複合化するニーズの増大や、多くの課題が顕在化する中、**保健分野のほか医療・福祉分野等においても、保健師の役割発揮が一層求められる。**保健師の活動を巡る状況は大きく変化しており、引き続き地域において保健活動を展開していくためには、**保健師の活動を支える組織体制や効果的・効率的で持続可能な保健活動等を検討する必要がある。**

© 2025 Japanese Nursing Association

10

## 活動指針改正の方向性(2)

### <総論>

#### 1. 今後の社会背景及び自治体の状況の変化

- 今後の人口動態の変化により、小規模自治体が増加し、生産年齢人口の減少による人的資源の確保に制約が予測されることに鑑み、各地域における**2040年以降の将来像を踏まえた対応が必要**である。以下に、それぞれの類型に適すると考えられる具体策を提示する。

(A類型市町村): 高齢人口は増加するが、生産年齢人口は減少する自治体

(B類型市町村): 高齢人口も生産年齢人口も減少する自治体

- ※ 地域の実情は様々であるため、B類型に該当する自治体であってもA類型向けに提案している対応がなじむケースや、その逆も想定される。本整理を参考に、各地域が自らの地域の将来像を踏まえ、2040年を見据えた保健師活動の体制を検討する必要がある。

#### 2. 2040年に向けた保健師の保健活動に関する基本的な方向性

- 今後、地域によって人口動態(A類型市町村、B類型市町村)が異なり、また、小規模自治体が増加することから、**自治体の枠を越えて広域連携や他職種連携を進め、効果的・効率的な保健活動を展開していくことが求められる。**

- また、市町村においては、重層的支援体制整備(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施)やこども家庭センターにおける相談支援等、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象とした相談支援等の新たな行政需要に対応した業務を担う役割が期待されている。

こうした**個別の課題が複雑化、深刻化する中**、保健師も、**保健だけではなく、医療、福祉等の分野において、これまで以上に分野横断的な視点を持って活動することが求められる。**

- 一方、マンパワー確保の制約があることから、各自治体の保健師は、所属する自治体の将来像(人口構造や求められるサービスの変化等)と資源(保健師や他職種の職員数やソーシャルキャピタル等)を見極めつつ、限られた人的資源である**保健師による活動が地域の健康課題の解決につながるよう、保健活動により達成すべき目的や目標を見定めながら地域保健の実践とマネジメントを行っていくことが必要**である。

© 2025 Japanese Nursing Association

11

## 活動指針改正の方向性(3)

### <各論>

#### I. 保健師活動の体制整備及び実践活動等について

##### 1. 保健師の確保・育成について

###### 【保健師の確保】

- 今後、生産年齢人口が減少する中で、他産業と同様に、自治体保健師も確保が困難になるが、健康危機管理体制を充実する観点からも、**保健師を継続的に確保しておくことは重要な課題**である。

そのため、いずれの自治体においても非常勤や再雇用などあらゆる採用や雇用形態を活用し、**保健師の確保のルート**の拡充や採用後に活躍できる人材育成等の基盤を整備することが求められる。また、特に小規模自治体においては、あらゆる確保策を講じても確保が困難なときには、**人事交流等を通じた都道府県による支援も必要**であり、都道府県には人的支援の要請を受けた際に対応できる保健師の量の確保が求められる。

###### 【保健師の育成】

- 地域保健を実施するに当たって必要な能力は、大きく**実践能力とマネジメント能力**に大別されるが、保健師がこれらを**備えるための人材育成の基盤を整えていくことが重要**である。

また、新人保健師と管理職である保健師とでは、より必要とされる能力が異なっており、**職位に応じて必要な能力を発揮するためのキャリア形成を推進していく必要がある。**

###### (共通※)

- ・ 人材確保・育成計画の策定による着実な人材の確保・育成
- ・ 非常勤保健師・退職保健師・潜在保健師を活用した人材確保の推進
- ・ インターンシップ等を通じた自治体の魅力や意義の発信等による人材確保
- ・ ジョブローテーション等による保健師キャリア形成

###### (B類型市町村)

- ・ 都道府県との人事交流等による人材確保・人材育成

###### (都道府県)

- ・ 市町村から人的支援の要請を受けた際に対応できる保健師の量の確保

※ 都道府県、A類型市町村、B類型市町村のことを指す。以下同じ。

© 2025 Japanese Nursing Association

12

# 活動指針改正の方向性(4)

## 2. 効果的・効率的な保健活動について

- これまで、保健師は地区担当制により担当地区を決めて保健活動を行いながら、世帯や地域の健康課題を包括的に把握、支援してきたところである。

現在、人口流入や住民の生活圏・移動範囲が拡大することによって、従前の対応が困難となる地域があったり、新たな制度の創設等によって各分野の業務に一層専門性が求められる状況にあることから、地区担当制ではなく業務分担制を採用している自治体も存在している。

### 【分野横断的な保健活動の実践】

- 自治体が地区担当制と業務分担制のどちらを採用しているかに関わらず、関係者で地域の健康課題を共有し、その課題解決に向けて取り組むため、各分野の担当保健師等が情報共有する場を設置するなど、分野横断的に世帯や地域に関わる工夫が求められる。
- また、複数の担当地区にまたがった新たなコミュニティも見られることから、担当地区の活動に加えて、市町村単位や都道府県単位など、所属する自治体の区域全体の地区活動も展開し、地域住民のみならず非営利組織や民間企業等と連携した活動も見据えていく必要がある。

### 【自治体間・職種間の連携】

- 自治体の規模にかかわらず、一つの市町村のみで解決できないような課題については、広域的に連携しながら取り組むことが必要であり、その際、都道府県による支援が重要である。  
また、保健師のみで対応が困難な事例を抱えたり、あらゆる分野の課題を解決することは難しいことから、他分野・他職種と連携するなど、各分野の専門職とともに効果的・効率的な業務を遂行するなど、各自治体で工夫する必要がある。

© 2025 Japanese Nursing Association

13

### 【実情に応じた業務の見直しとICTの活用】

- 保健師の専門性を必ずしも要しない業務(事務業務等)に時間を取られる実態もあることから、各自治体は、他職種のマンパワー等を考慮しつつ、保健師が担うべき業務の共通理解を得て、各地域の実情に応じた見直しを行っていくことが重要である。  
一方で、保健師がより広い視野を持って業務を遂行するためには、事務職と連携するとともに、専門的な業務にとどまらず自治体職員として求められる行政能力を身に付けていくことも重要である。
- 保健活動の実施には、業務効率化も重要である。例えば、地域のデータ収集・分析にICTを活用することで、保健活動の質の確保と業務の効率的な遂行が期待できる。単純な事務業務についても、業務の簡素化やICTの活用により、保健師の負担軽減に資するものと考えられる。

(共通)

- 分野横断的に世帯や地域に関わるための情報共有の場の設置や、柔軟な活動体制の構築
- 他職種等との連携
- 自治体の枠を超えた広域的な連携（広域連合、連携協約、定住自立圏構想、近隣自治体との共同実施等）
- 行政能力も含め育成する枠組み
- ICTの活用

(都道府県)

- 市町村が自治体の枠を超えた広域的な連携（広域連合、連携協約、定住自立圏構想、近隣自治体との共同実施等）に取り組めるような支援（市町村の保健事業合同実施等の取組を検討する場の設置等）

© 2025 Japanese Nursing Association

14

## 活動指針改正の方向性(5)

### 3. 都道府県と市町村の連携について

○ 都道府県は、従前の階層別研修のような人材育成のみにとどまらず、管轄市町村が抱える分野横断的な健康課題等を見通し、人材確保や人材育成をバックアップしながら、管轄市町村における保健活動を支援していくことが求められる。例えば、管轄市町村ごとの担当窓口や当該市町村における課題について検討を行う担当職員を決めている都道府県は既に4割程度あり、こうした先行事例を参考に、都道府県内における保健活動を分野横断的に支援する体制の構築していくことで、都道府県と市町村間の連携を一層強化していく必要がある。

また、健康危機管理対応に当たっては、都道府県と市町村の平時からの連携(必要な場合は支援)が重要であり、常日頃からの連携により、平時の保健活動が充実するだけでなく、健康危機発生時においてもこれらのネットワークが活用できると考えられる。

(都道府県からA・B類型市町村へ共通する支援の観点)

- ・ 管轄市町村が抱える分野横断的な健康課題等を見通し、都道府県内における保健活動を支援する体制の構築
  - ・ 市町村の人材確保状況の把握及び必要な支援を実施
  - ・ 市町村が自治体の枠を超えた広域的な連携(広域連合、連携協約、定住自立圏構想、近隣自治体との共同実施等)に取り組めるような支援(市町村の保健事業合同実施等の取組を検討する場の設置等)【再掲】
  - ・ 県と市町村の人事交流による連携強化
  - ・ 都道府県保健師をジョブローテーションとして市町村へ出向させるなど、市町村業務の経験を通じ、早期から市町村支援の視点に立ったマネジメント能力の向上
- (都道府県からB類型市町村への支援の観点)
- ・ 小規模自治体の人材確保・人材育成・保健活動については、一律の支援ではなく、市町村の実情に応じた個別的な支援

## 活動指針改正の方向性(統括保健師)

### 統括保健師の配置とその役割

- ・ 各自治体の本庁に配置
- ・ 役割は、①保健師の保健活動の組織横断的な総合
- ・ 調整、②技術的及び専門的側面からの指導及び調整、③人材育成の推進、④健康危機管理体制の整備

### 総合的なマネジメントを担う保健師の配置とその役割

- ・ 各保健所に配置
- ・ 役割は健康危機管理に関する①現場の課題・ニーズの把握・分析・評価、②関係機関・部署との連携・調整、③活動方針・対応方針の決定、④訓練・研修等の実施・人材育成
- ・ 健康危機管理以外についての⑤人材育成計画と連動した保健所の人材育成、⑥管轄市町村の保健活動の整備、⑦管轄市町村の保健師の人材育成

### 統括保健師の事務分掌等へ明記し、一定の権限を有する職位・役職を検討

- ・ 一定の権限を有する職位・役職に充て実効性のある保健師の人材育成を推進する、保健師のキャリアパスに関与できるよう位置付けること

## 活動指針改正の方向性(6)

### Ⅱ. 保健師活動のマネジメントについて

- I では主に現場における実践に関する内容に触れたが、各具体策を有機的に推進するために、都道府県や市町村等の本庁においては統括保健師を中心に、また保健所においては総合的なマネジメントを担う保健師を中心に、管内の保健師の保健活動をマネジメントすることが求められる。

#### 【統括保健師に関する課題】

- 統括保健師は、各自治体の本庁に配置され、①保健師の保健活動の組織横断的な総合調整、②技術的及び専門的側面からの指導及び調整、③人材育成の推進、④健康危機管理体制の整備といった役割を果たしている。

統括保健師の配置については、都道府県で10割、保健所設置市で約9割、市町村(保健所設置市を除く。)で約7割と徐々に進んでいるが、その他階層別研修と比べ、統括保健師を対象とした研修機会は少なく、統括保健師を育成する体制は十分ではない。

統括保健師の位置付けについては、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号。以下「地域保健指針」という。)では明示されているが、保健師活動指針には「統括保健師」の明確な記載がなく、その位置付けが不明瞭である。また、地域保健指針では、都道府県、市町村及び特別区において統括保健師を配置することとしているのに対し、保健師活動指針では配置するよう努める旨の記載にとどまっていることから、両指針の整合性を確保する必要がある。

## 活動指針改正の方向性(7)

#### 【総合的なマネジメントを担う保健師に関する課題】

- 総合的なマネジメントを担う保健師※2は、各保健所に配置され、健康危機管理に関して、①現場の課題・ニーズの把握・分析・評価、②関係機関・部署との連携・調整、③活動方針・対応方針の決定、④訓練・研修等の実施・人材育成を果たしているほか、健康危機管理以外に関しても、⑤人材育成計画と連動した保健所の人材育成、⑥管轄市町村の保健活動の整備、⑦管轄市町村の保健師の人材育成といった役割を果たしている(⑥及び⑦は、都道府県が設置する保健所に所属する総合的なマネジメントを担う保健師に限る)。

総合的なマネジメントを担う保健師の配置については、都道府県の約9割、保健所設置市・特別区の約8割で配置されているが(都道府県においては1カ所以上の保健所に配置されている場合を計上)、健康危機発生時に迅速に対応できる体制が必要であることから、統括保健師との連携をより強化し、現場の保健師の育成体制を構築することが求められている。

また、総合的なマネジメントを担う保健師の位置付けについては、保健師活動指針には記載がないが、その機能や統括保健師との役割分担について明確にすることで、総合的なマネジメントを担う保健師の配置を進めていく必要がある。

### 【統括保健師と総合的なマネジメントを担う保健師のこれからのあり方】

- このため、地域保健指針と整合を図るために保健師活動指針を改正し、
  - ・健康危機管理を含めた自治体全体の地域保健施策を分野横断的な視点で推進する統括保健師
  - ・都道府県、保健所設置市及び特別区の設置する保健所において保健所長を補佐し地域の健康危機管理体制を整備するとともに、都道府県が設置する保健所の場合は平時から管轄市町村の保健活動及び人材育成を推進する総合的なマネジメントを担う保健師の役割を明示的に位置付けることが必要である。
- また、いずれの自治体においても統括保健師及び総合的なマネジメントを担う保健師が役割・機能を発揮できるよう、能力向上のための研修、やOJT(on the job training)やジョブローテーションといった体系的な人材育成を充実させるとともに、早期からのキャリア形成を行っていく必要がある。特に、都道府県の統括保健師及び総合的なマネジメントを担う保健師は、保健師が少数であり、マネジメント能力と実践能力の両方の能力を備えた保健師が必要であるB類型市町村に対して、早期からのマネジメント能力を育成する体制の構築を支援することが必要である。
- 加えて、健康危機を含めた地域保健施策を推進するために、統括保健師及び総合的なマネジメントを担う保健師を一定の権限を有する職位・役職に充て、実効性のある保健師の人材育成を推進するとともに、各保健師のキャリアパスも踏まえ適材適所へ配置するなど、保健師の人材配置に関与することも重要である。
- さらに、統括保健師の役割発揮のためには、統括保健師をサポートすることや、次世代において統括保健師の業務の継続性を担保する上で、必要に応じて統括保健師補佐を配置することも考えられる。

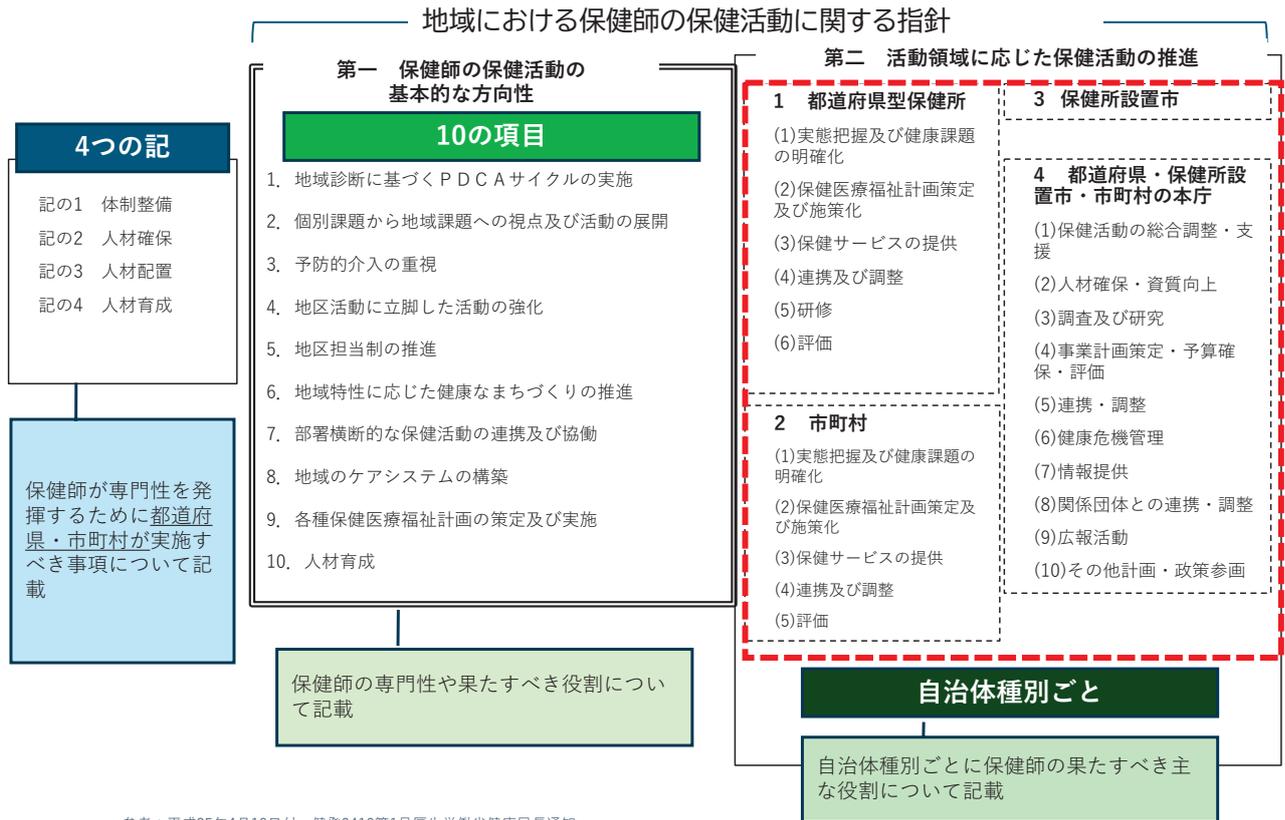
#### (共通)

- ・ 配置について
  - ✓ 本庁に統括保健師の配置
  - ✓ 保健所に総合的なマネジメントを担う保健師の配置
  - ✓ 配置にあたっては、事務分掌等へ明記し、一定の権限を有する職位・役職を検討
- (B類型市町村)
- ・ 少人数の中でも業務を遂行するための、都道府県・保健所から支援を受け、早期からのマネジメント能力向上
- (都道府県)
- ・ 統括保健師の育成について  
保健部門以外の福祉等の分野にも分散配置が進む保健師を統括し、II.【統括保健師に関する課題】①～④を果たすために、統括保健師に求められる要件を明確化することも必要（例えば、保健・医療・福祉等の複数部署を経験している、市町村等への出向経験がある、災害派遣経験がある、国立保健医療科学院の公衆衛生看護研修（統括保健師等）を修了している等を要件とすることが考えられる。）

## 活動指針改正の方向性(8)

- ・ 「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会の「とりまとめ」を踏まえて、厚生労働省健康・生活衛生局において事務文書を作成し、「改正保健師活動指針」として出される予定。

# 保健師活動指針の枠組み全体像



参考：平成25年4月19日付 健発0419第1号厚生労働省健康局長通知  
「地域における保健師の保健活動について」

© 2025 Japanese Nursing Association

21

## 自分たちのことだから。

一人ひとりの声が集まれば、現状を変える力になります

一人ひとりの看護への想いをどのようなアプローチで実現していくか  
看護職自身が考え、選び、決める

その実現に向け、看護の専門職として職能団体にどう参画するのか  
一人ひとりの会員、看護職の声がこれからの看護をつくる  
あなたもその一人です



生きるを、ともに、つくる。  
公益社団法人 日本看護協会

© 2025 Japanese Nursing Association

22



# 次年度の保健師活動・職能委員会活動 に繋げるために



意見交換

## 第2回全国保健師職能委員長会

テーマ「保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けて必要な取組みとは  
～基礎教育と現任教育の連携・連動に着目して保健師職能としてできること～」

### 本日の流れ

時間	内容
14:20～14:25 (5分)	趣旨説明
14:25～14:45 (10分)	【情報共有（実践事例報告）】 愛知県看護協会保健師職能委員長/半田保健所 山崎 千佳
(10分)	和歌山県看護協会保健師職能委員長/海南保健所 齊藤 典代
14:45～15:45 (60分)	意見交換
15:45～15:55 (10分)	全体共有（8グループ）※各グループ1分程度
15:55～16:00 (5分)	委員長挨拶

1

## 趣旨説明

- 昨年度の保健師職能委員会では、各地域の状況に応じた保健師の人材育成・確保のあり方検討  
⇒**今後必要な取組み：教育機関、自治体、県協会（職能委員）の連携・連動**
- 今年度、**保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けた必要な取組みの検討**を大きなテーマに掲げ、地区別保健師職能委員長会では「保健師の人材育成に向けた基礎教育と現任教育の連携・連動による取組の推進策」について現状、課題や取組みを共有。
- 保健師職能委員会では、これらの状況もふまえ、基礎教育と現任教育の連携・連動がどのように双方に効果をもたらせそうか、**保健師職能委員会として、ニーズ把握をどのように工夫して情報・ニーズをキャッチして事業化まで進め、その結果、どのような反響があり、次の取組みにどのようにつながっているか**、実際の県協会職能委員会の取組を参考にしたい、と考えた。

### 本日の意見交換

**基礎教育と現任教育の連携・連動に着目して保健師職能（保健師職能委員会）としてできること**

#### 1. ニーズをどう把握するか

行政（自治体）、協会、教育機関及び職域の連携・連動に関する職能委員活動をとおしてニーズをどのように掴むか

#### 2. ニーズにマッチした取組をどのように進めていくか…人材確保・定着につながる活動の展開へ

魅力発信、新任期の育成、中堅期の定着、仕事への意欲の維持など、どのように連携・連動し、方策を実現していく

2

## 意見交換（60分）

「保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けて必要な取組みとは  
～基礎教育と現任教育の連携・連動に着目して保健師職能としてできること～」

時間	内容
14:45～15:45 (60分)	※司会、全体共有の発表者、記録担当を決めてください 自己紹介（都道府県、ご所属、お名前）後、討議を開始してください  1. ニーズをどう把握するか 2. ニーズにマッチした取組をどのように進めていくか
15:45～15:55 (10分)	全体共有（8グループ）※各グループ1分以内

3

### グループ表

グループ	都道府県名
1	青森県、栃木県、長野県、滋賀県、岡山県、佐賀県
2	岩手県、群馬県、富山県、京都府、広島県、鹿児島県
3	宮城県、埼玉県、石川県、大阪府、山口県、熊本県
4	秋田県、千葉県、福井県、兵庫県、徳島県、沖縄県
5	山形県、東京都、岐阜県、奈良県、香川県、宮崎県
6	福島県、神奈川県、静岡県、和歌山県、愛媛県、長崎県
7	北海道、新潟県、愛知県、鳥取県、高知県、大分県
8	茨城県、山梨県、三重県、島根県、福岡県

2025年度第2回全国保健師職能委員長会

## 保健師の人材育成・確保・ 定着に向けた取り組み



令和8年3月6日（金）

愛知県看護協会

保健師職能委員長

山崎 千佳

1

## 保健師職能委員会

地域及び職域等における保健師に求められる能力、  
現任教育、職場の在り方等の課題に対し、研修会な  
どを企画、運営するなどしています。

主な事業：研修会2回、三職能集会  
保健師職能会員増員への取り組み

メンバー：愛知県2名（50代1名・20代1名）  
名古屋市（50代1名・40代1名）  
市町村（30代1名）  
産保センター（50代1名）

2

## 保健師職能会員 いつでもどこでも募集中!!

愛知県看護協会会員数は 37,410 名（令和7年12月末現在）

そのうち保健師会員数は 448 名(約1.2%) です。

- 保健師活動の対象は、多問題を抱える複雑な家族や単身者の事例など、解決が困難な事例が増えている。直接的な対人支援に加え、マネジメント業務が増加。
- 新卒保健師、数年にわたる育児休業明けの保健師、他職種からの転職保健師等、多彩なライフステージ、経歴をもつ保健師が増え、画一的でない、個別性を重んじた人材育成が急務。
- 脈々と受け継がれてきた、保健師が持つ宝の山のような技術を次世代に伝えていくことが重要。
- 健康危機が頻発する時代において、保健師はどのような状況にも対応できるジェネラリスト、融通が利くスペシャリストであることが望まれる。

3

## 人材育成・定着上の課題

・人口規模の少ない市町村は限られた人員の中で人材育成に努力しているが、繁忙を極める日常業務に忙殺されている。

(子ども家庭センター、5歳児健診、新インフルエンザ等対策行動計画策定など・・・)

・現在、愛知県の保健師人材育成は、行政、産業領域とも独自に行われており、学生実習を受け入れていても、就職した現場での人材育成上の課題を教育機関側に情報提供する機会もなく、同様に、大学等保健師養成教育機関における課題についても、就業現場が知る機会もない。

・各種休暇制度が充実し、働き方が多様になった現在、休暇により積み上げたキャリアが中断され、復帰した時に業務継続に困難感を持つ者もいる。

4

## 人材確保・定着上の課題

・県内の多くの自治体においては、地域課題に沿った様々な魅力ある保健師活動を行っていても、その魅力を学生に伝える機会がないため、人口規模が少ない市町村ほど人材確保に苦慮しており、その悩みは切実である。

・求職者の希望先の地域偏在。転職へのハードルが低い傾向があり、年度に複数の新任、中堅者の退職が出る自治体もある。

5

## 今年度は・・・どうする？

まずは人材育成

若い保健師にとにかく研修会に来て欲しい。

新任期保健師、長期休暇中、明けの保健師をターゲットにしよう。

**参加者を確保して会員増につなげたい！**

若い保健師は行政ではまず母子保健担当になることが多い。

じゃあ、母子業務をテーマにしよう。

ネーミングは？インパクトのあるものの方がいいよね。



**「今さら聞けない」シリーズ** にしよう！ 忙しい先輩たちに「こんなこと、今さら聞けないと悩む若い保健師たちに向けて！

6

令和7年度の新たな取り組み

## 「今さらきけないシリーズ」

7

## 研修会

今さらきけないシリーズ①  
「乳幼児健診での子どもの発達の見方  
(新生児～3歳児まで)」

講師：石川 千絵 氏（愛知教育大学講師）

令和7年8月2日（土） 13：30～16：00  
愛知県看護協会新会館 集合研修 参加者 25名

8

## 講演

### 「1歳半・3歳の子どもの 認知とことばの発達 ～乳幼児健診から始まる 子育て支援～」

▶子どもへの支援は同時に  
保護者支援が欠かせないが、  
**まずは健診での子どもの姿  
を共有し、関わりを一緒に  
考えること**から始めること  
が大切。



9

## 演習

▶「乳児健診での発達ス  
クリーニングに必要な  
手技を学ぼう」

▶若い保健師が不安を持ちがち  
な、腹ばい・引き起こし、追視  
等の確認手技を職能委員らから  
実技指導をしました。

▶乳児健診、家庭訪問等で活用  
できる内容としました。



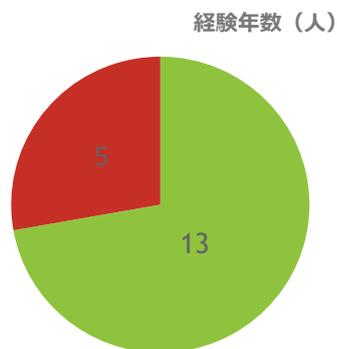
10

## 受講者アンケートの結果

参加者 25名 アンケート回答数 18名 (72.0%)



- 保健師
- 看護師
- 助産師

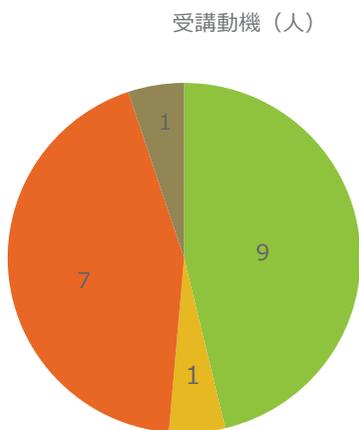


- 1~3年
- 長期休暇中
- 長期休暇明け
- 学生
- その他

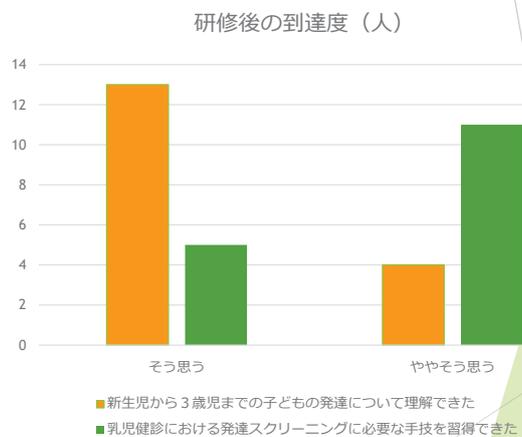
11

## 受講者アンケートの結果

参加者 25名 アンケート回収数 18名 (72.0%)



- 業務上必要
- 職場の勤め
- 研修会名に興味
- 内容に興味
- 講師に興味
- 未回答



- 新生児から3歳児までの子どもの発達について理解できた
- 乳児健診における発達スクリーニングに必要な手技を習得できた

12

## 受講者アンケートから

- ▶心理学の視点から診ている方の講義はたいへん興味深いものがあった。
- ▶子どもに関わるということは、その家族をまるごと見て寄り添うことが大切であることを改めて理解できた。
- ▶乳幼児の発達や、母へのアプローチの仕方が参考になりました。
- ▶精神疾患や虐待歴のある母へのかわり方を今後勉強したい。



13

## 研修会

今さらきけないシリーズ②

「その子がよりよい人生を歩めるために  
～発達に特性のある子の見方と支援～」

講師：加藤 弘美 氏（広島都市学園大学教授）  
ドロップスキャラバン隊 in 名古屋

令和7年11月15日（土） 13：30～16：00  
愛知県看護協会新会館にて 集合研修 参加者27名

14

## いまさら聞けないシリーズ②

その子がよりよい人生を歩めるために  
～発達に特性のある子の方と支援～

はじめに

産業保健の現場において出会った  
発達に特性のある2人の若い労働者との関わりを紹介

愛知産業保健総合支援センター  
産業保健専門職 早川 明子(保健師職能委員)

15

## 演習

ドロップス  
キャラバン隊  
in 名古屋 の皆さん

- ▶ 発達障害の子どもの方の聞こえかた体験
- ▶ 見えかた体験
- ▶ 手先の不器用さ体験  
(ペーパークロスの上からビニールのレジ袋をはがしてみよう。できるかな?)
- ▶ ドロップスの皆さんの体験談



16

## 講演

# その子がよりよい人生を歩めるために ～発達に特性のある子の見方と支援～



▶健診で感じる子どもの違和感はなぜ保護者と共有しにくいのか？

▶母「家では困ってないので（相談は

いいです」

→家庭では我が子の特性に合わせて対応しているから。（困らないように対応している）

子どもの問題でなく、母を主語にし、具体的に質問してみる。「〇〇になったらいいなと思いませんか？」

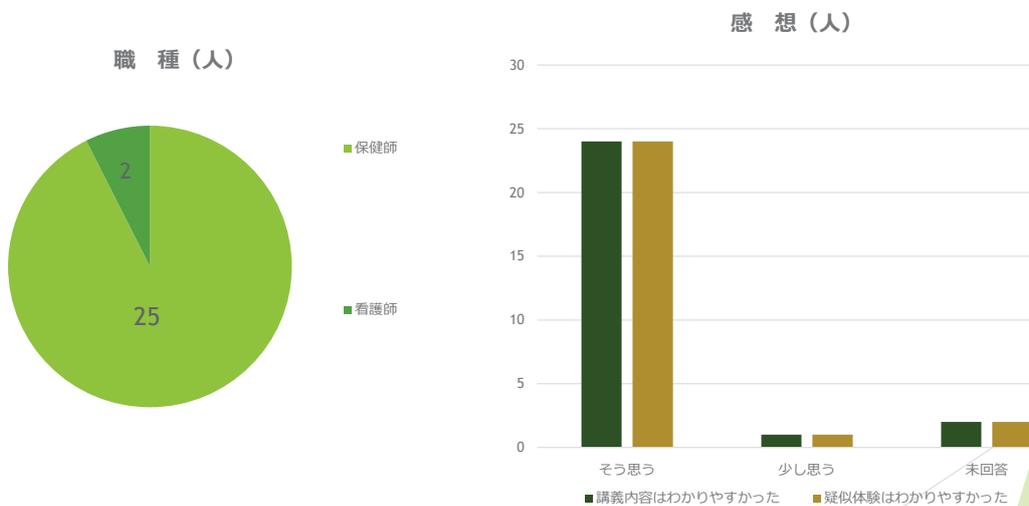
**障害受容はなくても、  
支援はできるはず！**

**保護者のタイミングを待つ！**

17

## 受講者アンケートの結果

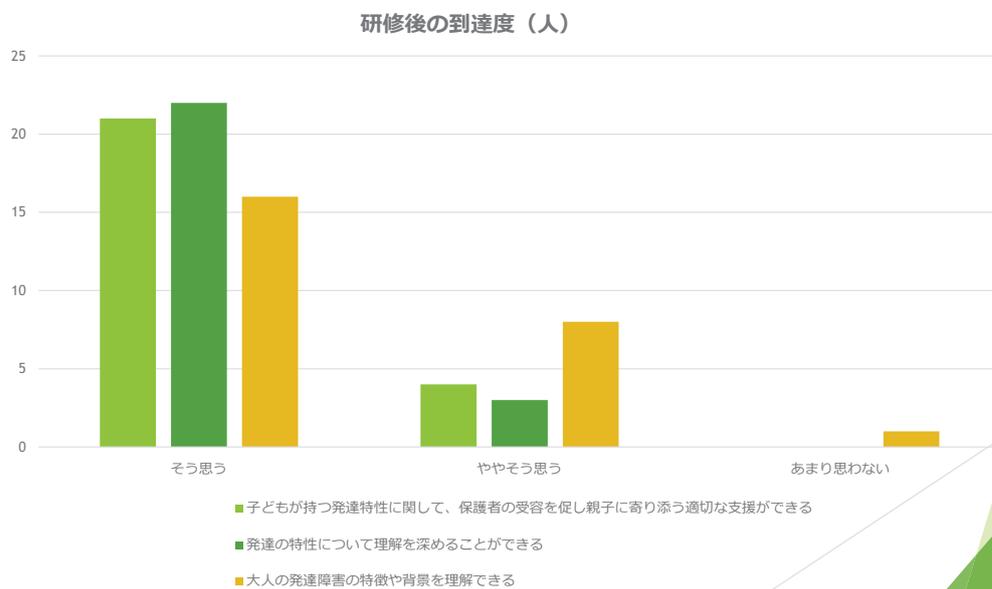
参加者27名 アンケート回収25名（92.5%）



18

## 受講者アンケートの結果

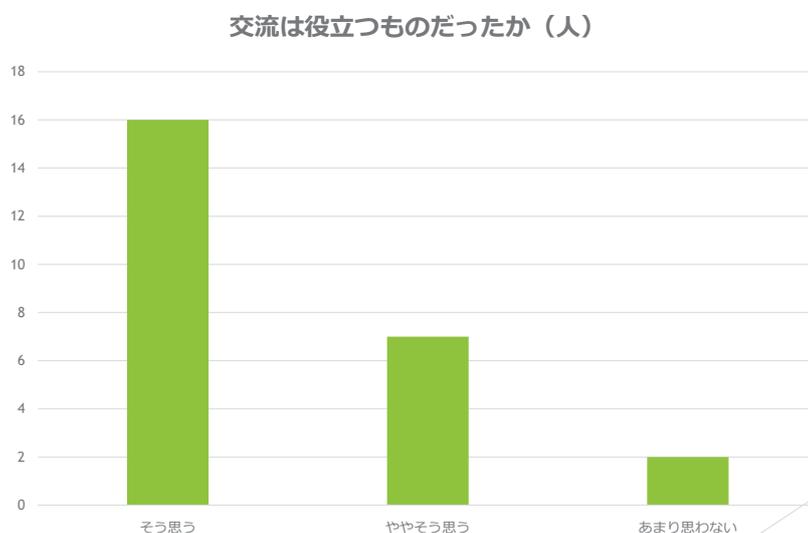
参加者27名 アンケート回収25名（92.5%）



19

## 受講者アンケートの結果

参加者27名 アンケート回収25名（92.5%）



20

## 受講者アンケートから抜粋

- ・ 診断名ではなく、個々の生活の困りごとに焦点を当てた支援が必要とわかりました。
- ・ 受容のしがたさを乗り越え、寄り添い、支え続ける親の方々、生活場面で自分の感覚は周りの人と違うという違和感を持ちながらも、生きる当事者の方々に、自分ができる支援をしたい。
- ・ 疑似体験をする中で、発達障害の方が感じているもどかしさや思いをすることができた。
- ・ 今回のように、日頃の保健師業務が何のために必要なのか、何に役立つのか改めて考えさせてくれるようなテーマの研修が良い。

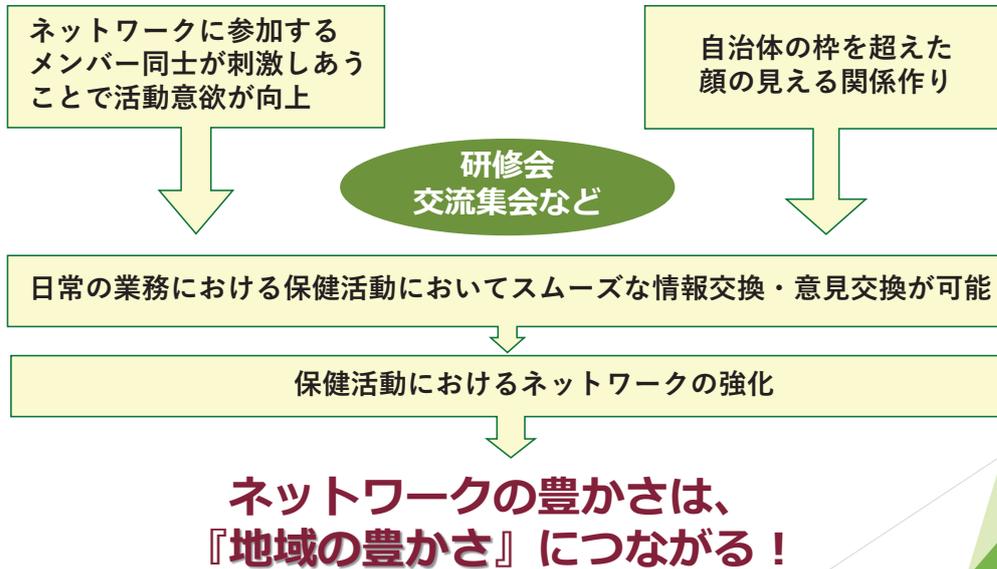
21

## 令和7年度の新たな取り組み

# 保健師職能入会促進に向けて

22

## 看護協会保健師職能における ネットワーク形成のメリット



日本看護協会「入会促進リーフレット」を参考に作成

看護協会保健師職能の活動について周知し、  
関連機関との連携促進と会員の拡大を図るこ  
とを目的として発行していた。  
昨年度までは紙面配布、今年度からは県看護  
協会ホームページに掲載。



**入会促進パンフレットを令和6年度新たに作成。  
保健師養成教育機関(大学等17校)・県内在勤新  
任期保健師に研修会等あらゆる機会を通じて配  
布。学生を含めた若年層をターゲットにした。**

研修会	交流会	現在 参加を募集中	三職総会
「令和6年度の会」安全な保健師アシスタント(看護師から始める新しい働き方)	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催
「令和6年度の会」安全な保健師アシスタント(看護師から始める新しい働き方)	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催
「令和6年度の会」安全な保健師アシスタント(看護師から始める新しい働き方)	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催	令和6年度(18) 10:00-15:30 オンラインによる開催

保健師のあなたへ  
看護の専門職としてbrush upできていますか？  
**看護協会に入会しよう！**



愛知県看護協会では、個人力だけでは解決できない看護を取り巻く課題を、組織の力で解決し、看護の発展と社会貢献を目指し、活動しています。

看護の力で健康な社会を！  
A HEALTHY SOCIETY WITH POWER OF NURSING CARE



愛知県看護協会ホームページ  
公益社団法人 愛知県看護協会  
〒466-0054  
名古屋市昭和区円上町26-18  
TEL:052-871-0711

(令和6年度 愛知県看護協会 保健師職能委員会作成)

『 仲間と共に、専門性の維持・向上 ～保健師職能委員会～ 』

【保健師職能委員会について】  
保健師職能委員会は、地域(愛知県2名・名古屋2名・市町村1名)・職種1名の、各分野から選出された委員が、一緒に活動することで、行政や産業保健などの最新情報や課題を広く共有し、色々なテーマを通して領域を超えた保健師仲間とのネットワークをつなぎ、ひろげ、支えたいと思いついて、交流会や研修会などを企画しています。  
皆様のご参加を心よりお待ちしております。  
委員会の活動の一部をご紹介します

■保健師交流会(年1回 茶話会形式)  
令和5年度(11月) 8名参加  
『ひとり職種・少数配置の保健師集まれ！～あなたが前に進むために～』  
令和6年度(9月) 17名参加  
『新任期保健師交流会～職場を離れて、仕事の話をしてみよう・聞いてみよう～』

■保健師研修会(年1回 講義形式)  
令和5年度(9月)58名参加  
『災害時における医療的ケア児の支援を考える』  
講師:にじいろのいえ理事長 水野美穂子医師  
令和6年度(11月) 26名参加  
『災害時の避難所の生活環境衛生対策』  
講師:オフィス環監未来塾 中庄昌広氏  
保健師の応援派遣活動報告2名(能登半島地震、西日本豪雨)

■三職能集會  
令和5年度:令和6年2月20日(火)  
『全体一斉「アクト」回線を看護の力を活かした未来の看護』 参加245名  
保健師職能集會:母子保健・健康づくり、産業保健分野におけるICT活用事例報告  
令和6年度:令和7年2月19日(水)  
『全体一斉「災害に強い地域へ」備えあれば憂いなし!』  
特別講演:「自然災害から命を守る」愛知工業大学教授(元 気象庁) 横田 崇先生  
保健師職能シンポジスト:「豊島における災害への備え」 半田保健所保健師 小児慢性特定疾病事例(避難訓練等、平時からの備えについて)

■令和7年度 保健師研修会・交流会  
新卒・異動・転職で実務に必要な知識や技術に不安がある人  
育児や看護・介護・自分の療養などで、今は少し現場から離れて  
いるけれど、新しい情報をブラッシュアップしたい人、ご利用下さい  
会場は新会館になります!(令和7年7月オープン)  
\*新企画\*  
お楽しみに  
\*いまさら聞けないシリーズ① R7年8月2日(土) 午後1時半～4時  
『乳幼児健診での子供の発達の見方(新生児～3歳児まで)』  
・子どもの発達  
・乳幼児の発達チェックポイント(演習)  
・母親の相談対応  
\*いまさら聞けないシリーズ② R7年11月15日(土) 午後1時半～4時  
『発達に特性がある子と支援～その子がより良い人生を歩むために～』  
・発達特性の肯定的な受け止めと支援  
・発達障害の人の疑似体験(不器用さ・視野・音の聞き取りなど)  
・早期発見～早期支援につなぐ重要性(大人の発達障害についても考える)

★会員の特典・活用・便利な方法があります

**入会のメリット**

- ▶ 看護に関する最新情報をお届けします!
- ▶ キャリアアップ、自己研鑽のための研修が会員料金で受講できます!
- ▶ 「愛知県看護学会」で発表でき、学会には会員料金で参加できます!
- ▶ 研修の受講履歴が自動的に蓄積・管理できます!
- ▶ 看護に関する文献資料がWEB検索できます!
- ▶ 「看護職賠償責任保険制度」に加入でき、安心して働けます!
- ▶ キャリアアップを目指す方のための奨学金制度があります

★看護職賠償責任保険制度に割引で加入できます

\*保健師業務を取り巻くさまざまなリスクに対応  
・高齢者の介護予防教室の指導中に、参加者が転倒して骨折した  
・家庭訪問に行った際に、うっかり置物を壊してしまった  
・採血後に疼痛を訴えられた  
・患者や支援者から、心理的ハラスメントを受けた  
これらの保障や弁護士費用が、安い掛け金で利用できます。

**会員特典** 詳細ご案内はこちら →

会員の皆さま限定の様々な特典が利用できます♪

- 飲食(ホテル・レストラン)
- ヘルスクラブ
- 演劇・観劇
- レジャー
- 旅行・宿泊
- 金融・他
- ショッピング(靴・マンション)

(令和6年度 愛知県看護協会 保健師職能委員会作成)

～新会館OPENのお知らせ～  
R7年7月に移転します! ぜひ一度見に来て下さい。

北区大曽根エリア

メリット その1 ▶ 利便性が高い

- ・地下鉄名城線「大曽根」駅から徒歩2分
- ・JR中央線、名鉄瀬戸線「大曽根」駅から徒歩5分

メリット その2 ▶ 居心地の良い多機能スペース

- ・文庫検索サービス・圖書の郵送による貸し出し
- ・会議室の貸出等のサービスの充実 など
- 個人やグループでの交流や勉強会などにも活用可能

大ホール  
図書室  
新会館  
エントランス  
コミュニケーションエリア

★看護協会への疑問にお答えします

Q. 看護協会に入会すると、何か良い事がありますか?  
A. 入会すると、最新情報や自己研鑽のための研修が受講できます。  
また、働く職場の領域(行政、職場、医療機関、介護福祉など)を超えた保健師交流が出来るのも大きなメリットです。  
他にも色々な会員特典などもあります。詳しくは3ページをご確認ください。

Q. 会費はいくらですか?  
A. 看護協会の年会費は1万5千円です。初めの方は、入会金が1万円かかります。  
以前に入会していた方の入会金は不要です。  
なお、新規入会2年目までは研修が1回無料になります。  
新人の方は、ボーナスが出た後に入会すると負担感は少なくなるかも…。

## 今年度の活動を振り返って

### ▶ 人材育成

・「今さらきけないシリーズ」は、ネーミングのインパクトもあり、若い保健師達のニーズをとらえた研修になったと思う。また、若い保健師に限らず、中堅以降の保健師の参加もあり、保健師職能委員会の目指す「時代のニーズに合った、質の高い研修」となった。  
(人集めの不安は消えないですが・・・)

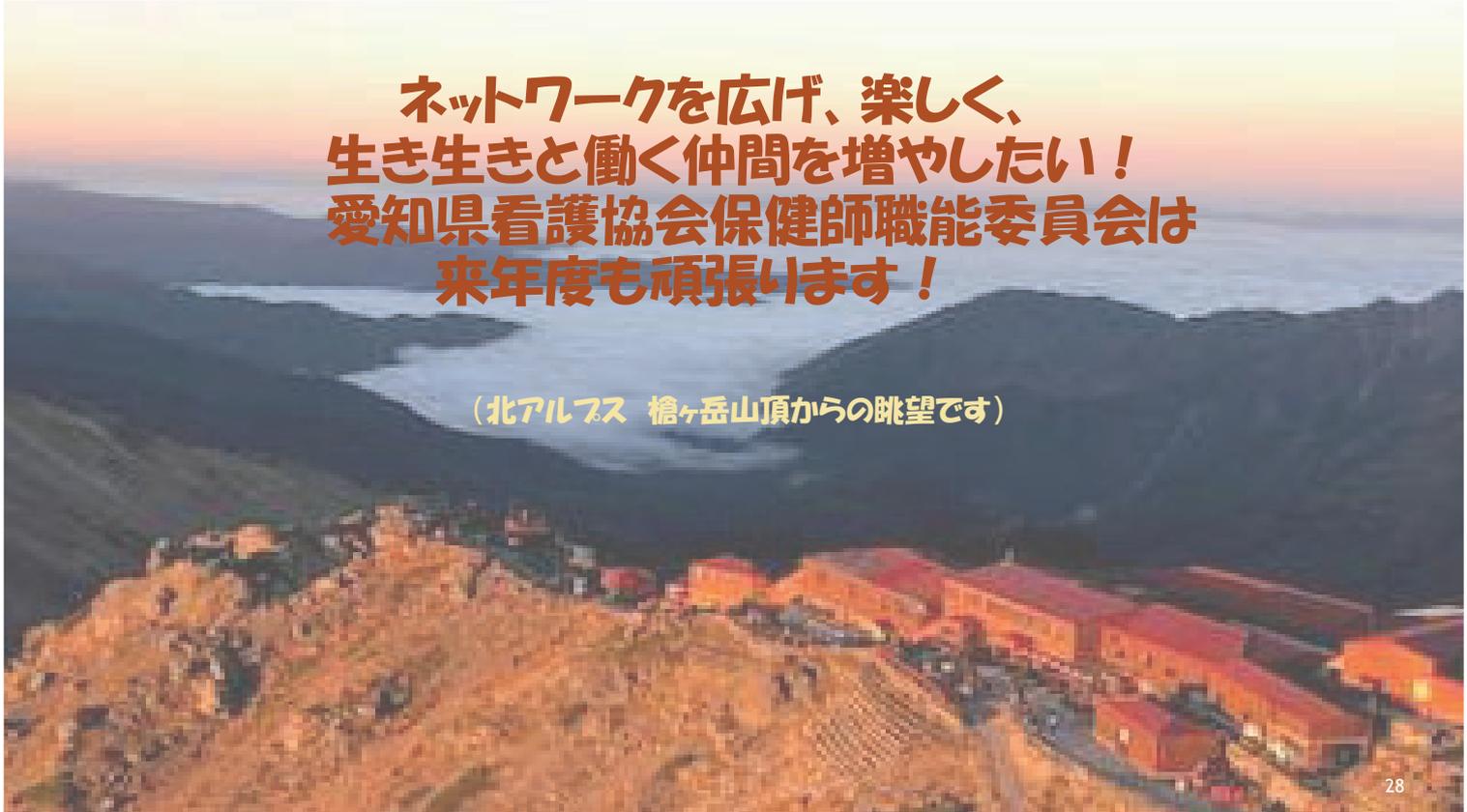
長期休暇中、休暇明けの保健師の参加がなかったため、周知方法を工夫する必要がある。

・行政、産業領域で独自に行われている人材育成について、行政、産業の就業現場と教育機関側それぞれが抱える課題を共有し、その上で、看護協会が行う研修がどのように役割を果たせるのか、検討できる場があるとよい。

### ▶ 人材確保

・県内の多くの自治体においては、地域課題に沿った様々な魅力ある保健師活動を行っていても、その魅力を学生に伝える機会がないため、就職相談会の開催などを通じて学生や保健師養成教育機関教職員等にアピールできる機会があるとよい。(都市圏から離れている、人口規模の小さい市町村ほどニーズが高い)

27



**ネットワークを広げ、楽しく、  
生き生きと働く仲間を増やしたい！  
愛知県看護協会保健師職能委員会は  
来年度も頑張ります！**

(北アルプス 槍ヶ岳山頂からの眺望です)

28

# 保健師の人材育成・確保・定着の促進に向けて

～和歌山県看護協会保健師職能の取り組み～

2026年3月6日

和歌山県看護協会保健師職能委員長  
齊藤 典代



## 本日のお話

1. 和歌山県の概況
2. 行政と県協会の取組
3. 研修事業の実施方法
4. 行政と県協会による連携のあり方
5. 今後の展開

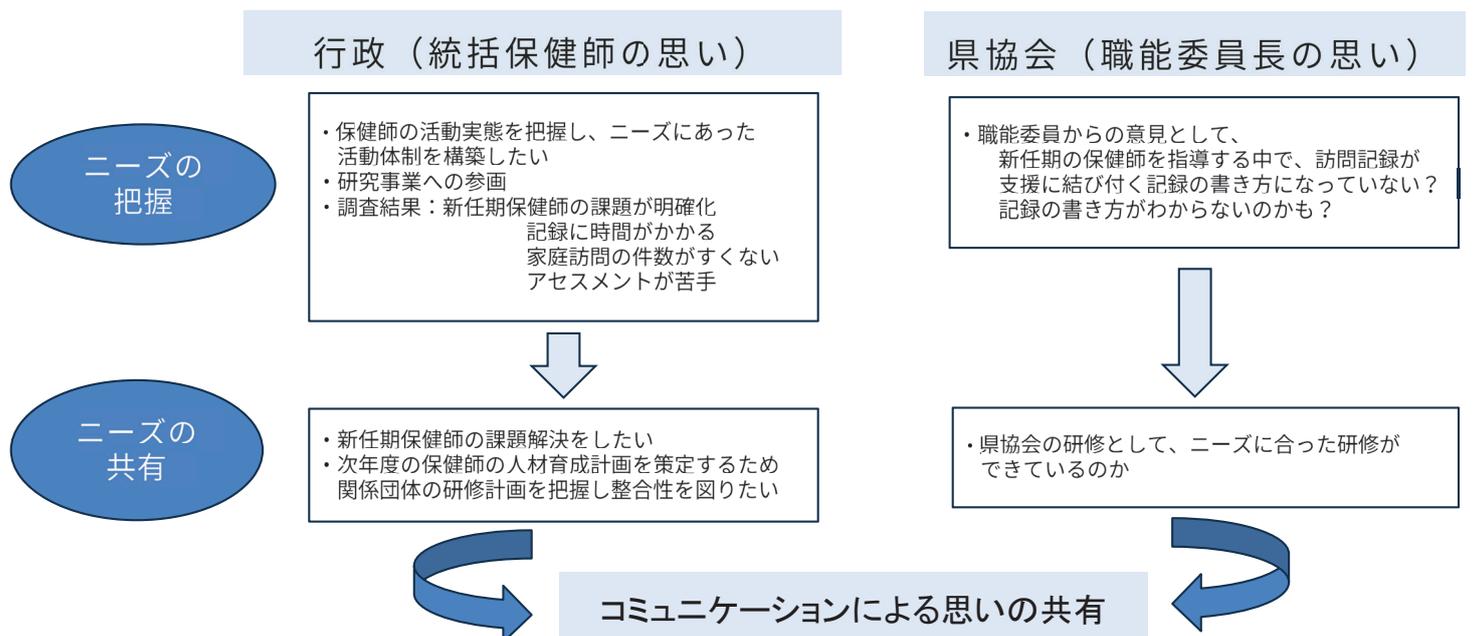
保健師職能委員：7つのエリアから選出

## 和歌山県の概況

項目	状況
人口・高齢化率	872,359人（令和7年4月1日）・33.9%（令和7年1月1日の住民基本台帳）
自治体保健師数	440人（県76人・中核市74人・市町村290人）（令和7年4月1日）
統括保健師の配置率	県及び市町村：100%（令和7年4月1日）
保健師養成機関	2か所（看護大学）
保健師養成機関との連携	行政が実施主体の保健師人材育成関係研修会等の講師
保健師関係団体	3団体（県看護協会保健師職能、全国保健師長会県支部、県市町村保健師連絡協議会）
保健師人材育成検討会	行政が設置（構成員：保健所統括保健師、市町村保健師代表、看護大学、県看護協会等）
保健師職能委員	8人（構成員：市町村3人、保健所4人、大学1人）（令和7年4月1日）

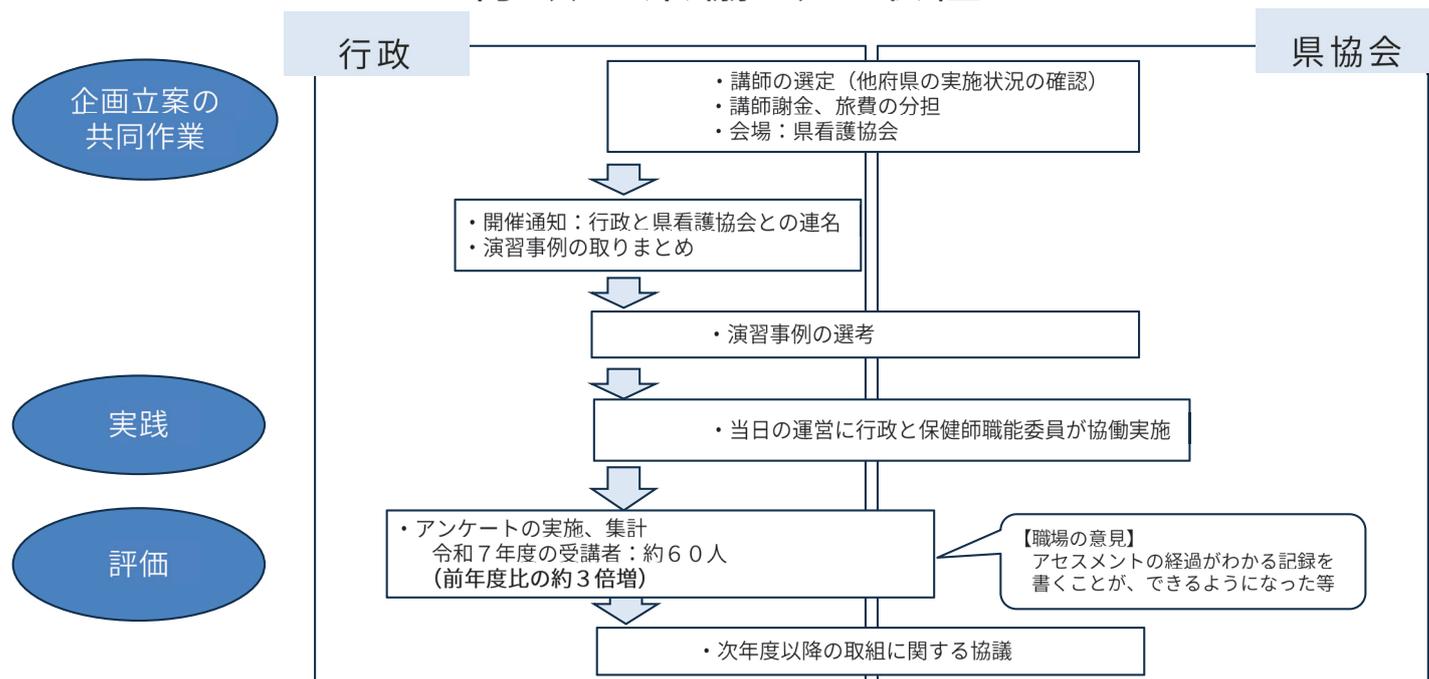
3

## 行政と県協会の取組



4

## 行政と県協会の取組



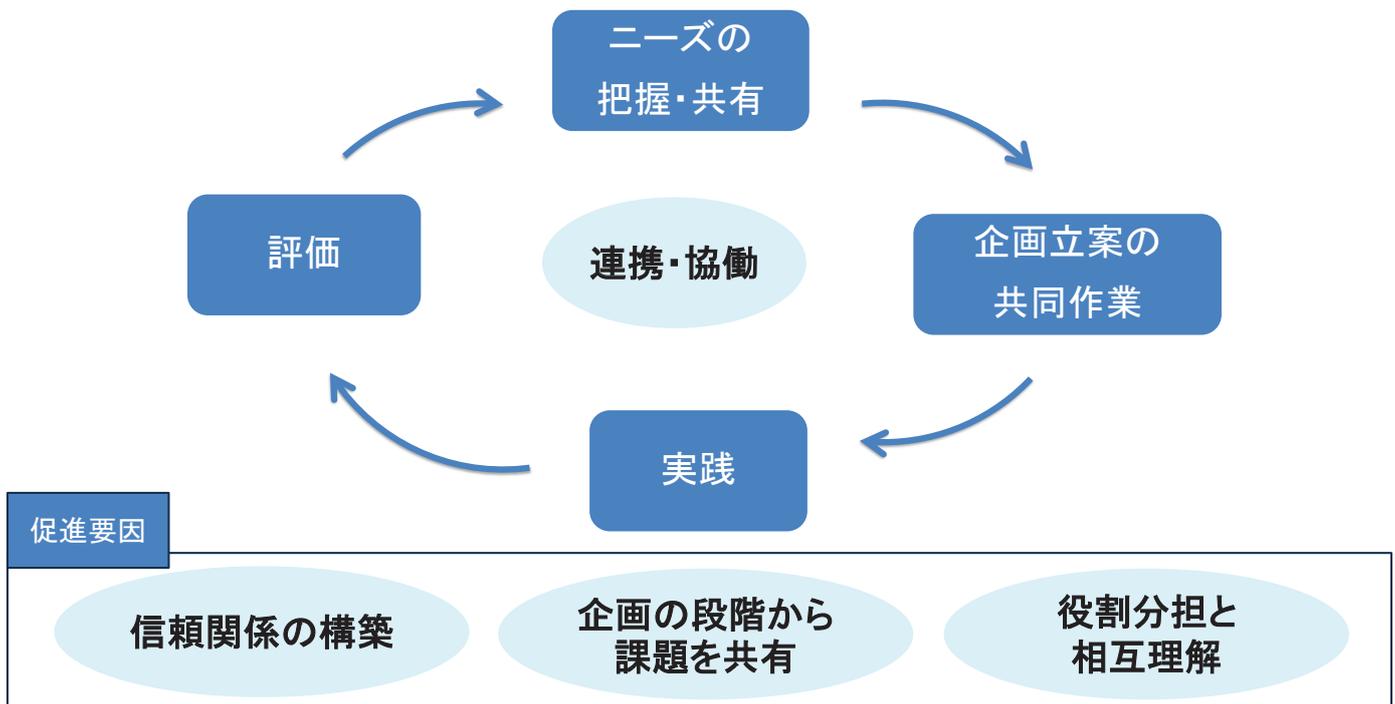
5

## 研修事業の実施方法

項目	令和6年度までの状況	令和7年度
企画	職能委員会単独	職能委員会と行政が協議
内容	その時のトピックス的な内容	ニーズに基づく内容
役割分担	委員がすべて運営	委員は演習のファシリテーター
受講者	会員・非会員を問わず誰でも受講	キャリアレベルA1～A2
費用	県協会単独	行政と県協会が分担
周知	県看護協会から通知	行政と県協会の連名で通知
開催日	土曜日	平日
参加の判断	個人/任意	組織/出張

6

## 行政と県協会による連携のあり方



7

## 今後の展開

### 令和8年度研修計画（案）

#### 【行政と県協会との連携・協働による研修】

##### ・災害時対応研修

【課題】 若手・災害派遣未経験者の災害対応力向上が急務

【対応策】 行政と県協会が協働して研修プログラム・運営方法を検討、開催準備中

##### ・事例検討会

【課題】 個別支援能力向上のため、各所属での事例検討の促進が必要

【対応策】 保健師職能集会を、行政のラダー別研修とリンクする形へ内容を見直し

8

ご清聴ありがとうございました

和歌山県PRキャラクター「きいちゃん」









生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 **日本看護協会**

**保健師職能委員会**

(担当部署：健康政策部保健師課)

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5丁目8番2号

TEL 03 (5778) 8844

FAX 03 (5778) 5602

<https://www.nurse.or.jp/>